



弟子屈町公共施設等総合管理計画

平成28年7月

弟子屈町

目 次

I. 計画の概要

- 1. 計画策定の趣旨・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 2. 計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 3. 計画の範囲・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

II. 弟子屈町を取り巻く環境の変化と公共施設等の現状と課題

- 1. 人口の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 2. 財政の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
- 3. 公共施設等の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
- 4. 公共施設等の維持更新投資額の将来見通し（試算）・・・・・・ 13
- 5. インフラ資産の維持更新投資額の将来見通し（試算）・・・・・・ 14

III. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

- 1. 公共施設等の管理に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・ 17
- 2. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針・・・・・・・・・・・・ 19
- 3. 今後の取組方向・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
- 4. 人口等の減少に連動させた公共施設等削減目標・・・・・・・・・・ 23

IV. 中期財政収支見通し・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24

I. 計画の概要

1. 計画策定の趣旨

我が国において、高度経済成長期や人口増加時期に集中的に整備された公共施設やインフラなど公有資産の老朽化が急速に進展し、今後一斉に更新時期を迎えることから、厳しい財政状況の中、公共施設等の老朽化対策が大きな課題となっています。

本町において、旧耐震基準で建設された昭和56年以前の施設が全体の43%、一般的に建物の寿命とされる築30年以上の施設が48%を占めるなど、施設の老朽化が進んでおり、厳しい財政状況が続く中で、今後、人口減少等により公共施設等の利用需要が変化していくことが予想されています。

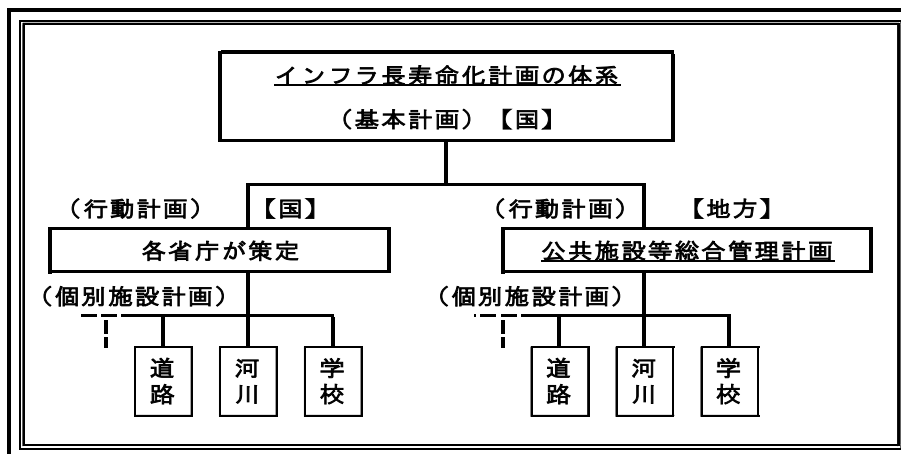
このため、早急に公共施設等の全体の状況を把握し、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化などを計画的に行うことにより、財政負担を軽減・平準化するとともに、公共施設等の最適な配置を実現することが必要となっています。

この現状は、本町のみならず国、全国の自治体においても同様の問題であり、国においてはインフラ長寿命化計画を策定するとともに、各地方公共団体に対しても公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針を示すなど、次世代に健全な財政と安全な公共施設を残せるよう支援を実施していくこととしています。

よって、本町における公共施設等の適切な規模やあり方を検討し、公共施設等の持続的なマネジメントを徹底し、公共施設等の機能を維持し、可能な限り次世代に負担を残さないよう効率的、効果的な公共施設の最適な配置を実現するため「公共施設等総合管理計画」を策定します。

2. 計画の位置付け

本計画は、国の「インフラ長寿命化基本計画」に基づく弟子屈町の『行動計画(公共施設等総合管理計画)』であり、公共施設等の効果的・効率的な維持管理の中長期的な取組方針を示すものです。各施設の方針については、この計画に基づいた個別施設計画を策定します。



3. 計画の範囲

(1) 対象施設

本計画では、弟子屈町が管理する全ての施設（水道企業会計財産を含む）を対象とします。

(2) 計画期間

本計画における計画期間は、2040年（平成52年）までの人口動態と施設量を見据えた上で、10年間とし適宜見直しを行います。

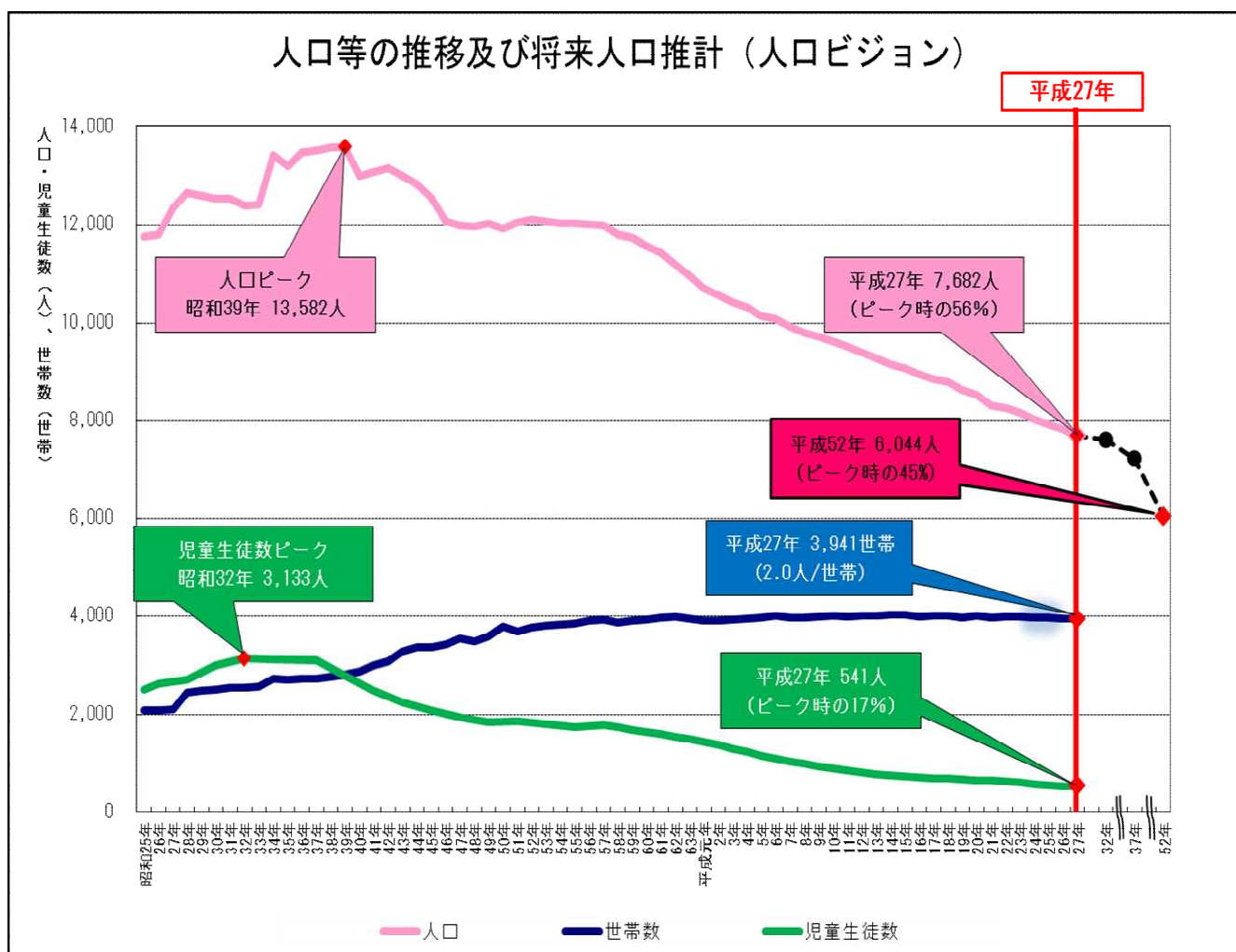
Ⅱ. 弟子屈町を取り巻く環境の変化と公共施設等の現状と課題

1. 人口の現状と課題

(1) 人口の推移

本町の人口は、昭和39年（1964年）の13,582人をピークに減少が続いており、平成27年（2015年）では7,682人にまで減少しています（△44％）。

また、国立社会保障・人口問題研究所の将来推計によれば、今後さらに人口は減少し、平成52年（2040年）にはピーク時の35％に相当する4,796人にまで減少すると予想されています。昨年12月に策定した「てしかが・まち・ひと・しごと創生戦略」では、将来の人口展望として合計特殊出生率の段階的な上昇や転入出の均衡などを目指し、平成52年の目標総人口を6千人と定めています。

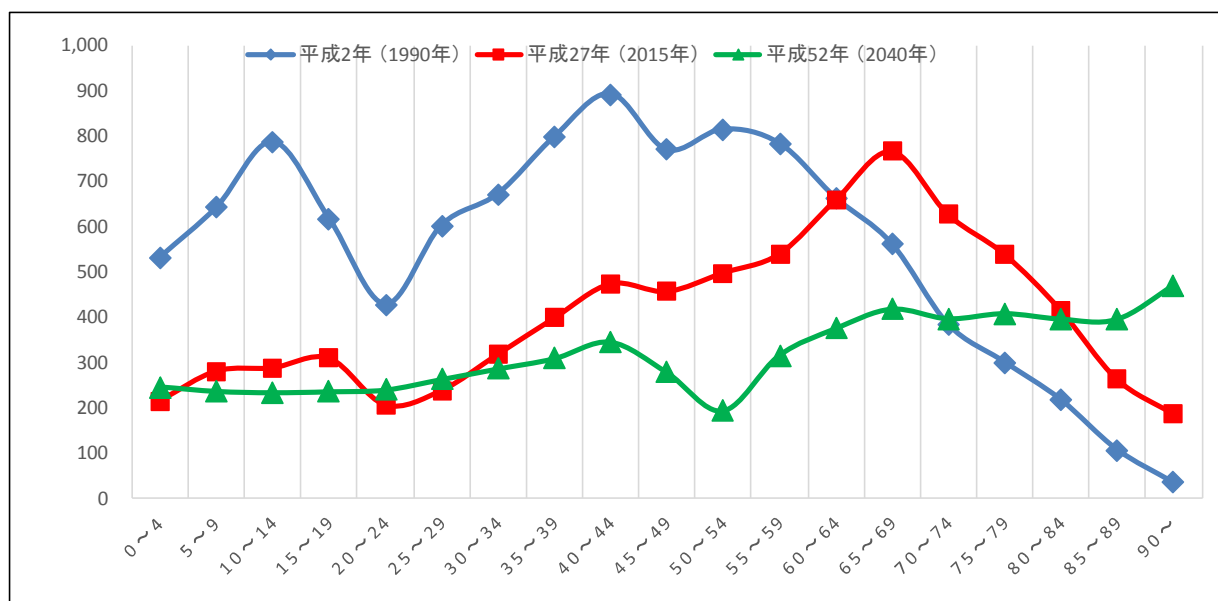


(2) 人口構成の変化

本町の人口構成をみると、平成27年では年少人口が10％、生産年齢人口が53％、高齢人口が37％となっています。平成2年と比べると、年少人口と生産年齢人口が減少する一方、高齢人口が大幅に増加（74％増）しています。

平成2年と52年を比較しても、年少人口と生産年齢人口が大幅に減少する（年少人口：△63％、生産年齢人口：△60％）中、高齢者は54％増加し52年には全体の41％（平成2年：15％）に達するなど高齢化が進み、人口構成が大きく変化することになります。

年齢階層別人口の推移



	平成2年 (1990年)	平成27年 (2015年)	平成52年 (2040年)
年少人口 (0歳～14歳)	1,960 人	785 人	718 人
生産年齢人口 (15歳～64歳)	7,036 人	4,097 人	2,843 人
高齢者人口 (65歳～)	1,608 人	2,800 人	2,483 人
総人口	10,604 人	7,682 人	6,044 人

	平成2年 (1990年)	平成27年 (2015年)		平成52年 (2040年)	
	構成比	構成比	増減率	構成比	増減率
年少人口 (0歳～14歳)	18.5%	10.2%	-8.3%	11.9%	1.7%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	66.4%	53.3%	-13.0%	47.0%	-6.3%
高齢者人口 (65歳～)	15.2%	36.4%	21.3%	41.1%	4.6%
総人口	10,604 人	7,682 人	-27.6%	6,044 人	-21.3%

	平成2年 (1990年)		平成52年 (2040年)		平成52年の増減数・率 (2040年)	
	人口	構成比	人口	構成比	増減数	増減率
年少人口 (0歳～14歳)	1,960 人	18.5%	718 人	12.2%	-1,242 人	-63.4%
生産年齢人口 (15歳～64歳)	7,036 人	66.4%	2,843 人	48.1%	-4,193 人	-59.6%
高齢者人口 (65歳～)	1,608 人	15.2%	2,483 人	42.0%	875 人	54.4%
総人口	10,604 人	100%	6,044 人	102%	-4,560 人	-43.0%

2. 財政の現状と課題

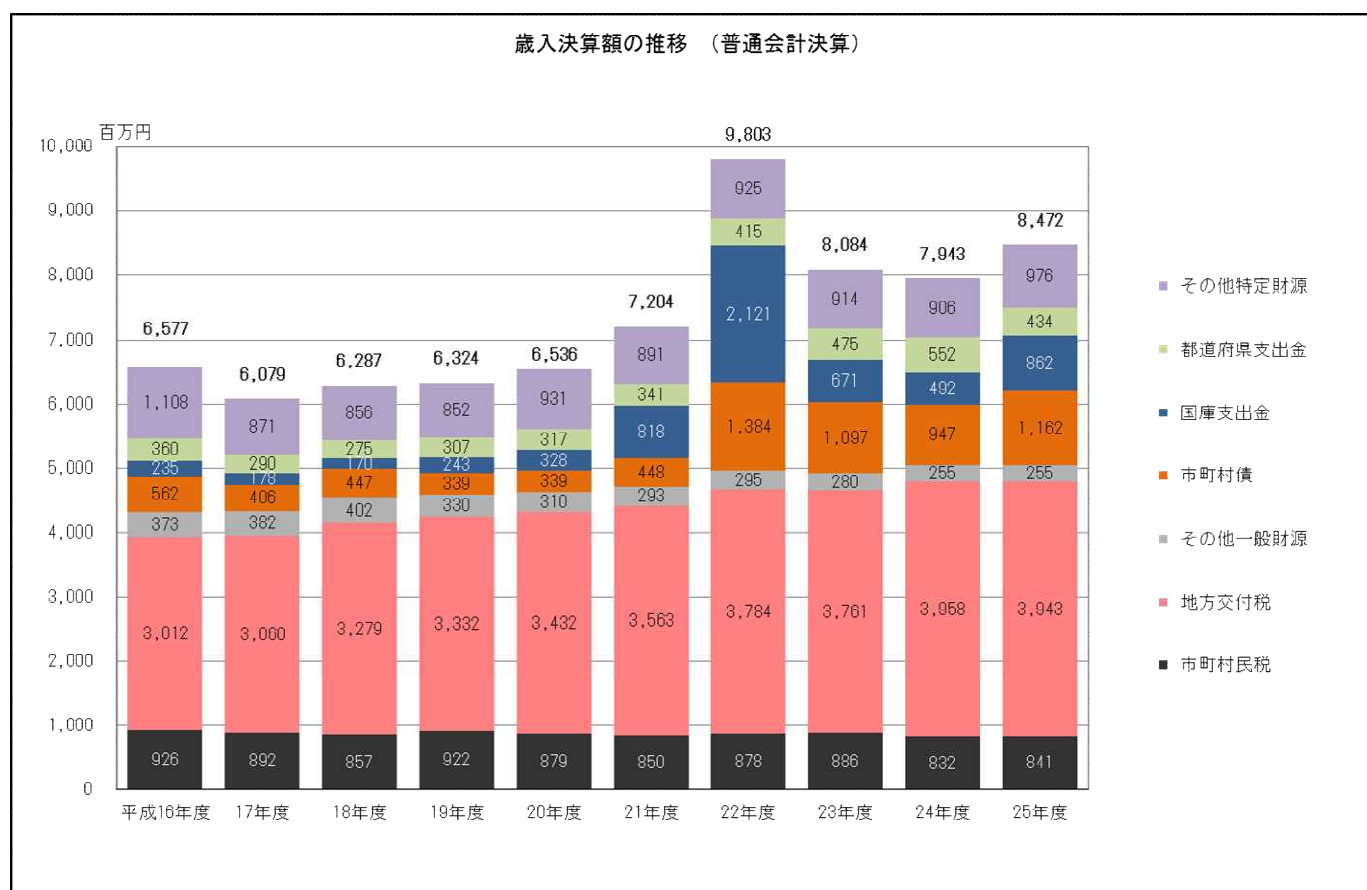
本町における財政規模（普通会計決算額）は、60億円台で推移していましたが、平成22年度には100億円近くにのぼり、以降も80億円前後で推移しています。これは主に弟子屈中学校、学校給食センター、道の駅など及び公営住宅等のまちづくり整備事業を実施したことによるものです。

歳入は、当該事業に伴い地方債や国庫支出金が増加している一方、町税は景気の低迷による個人・法人関係の減収などにより減少傾向にあり、平成25年度には財政規模の1割にとどまるものとなっています。

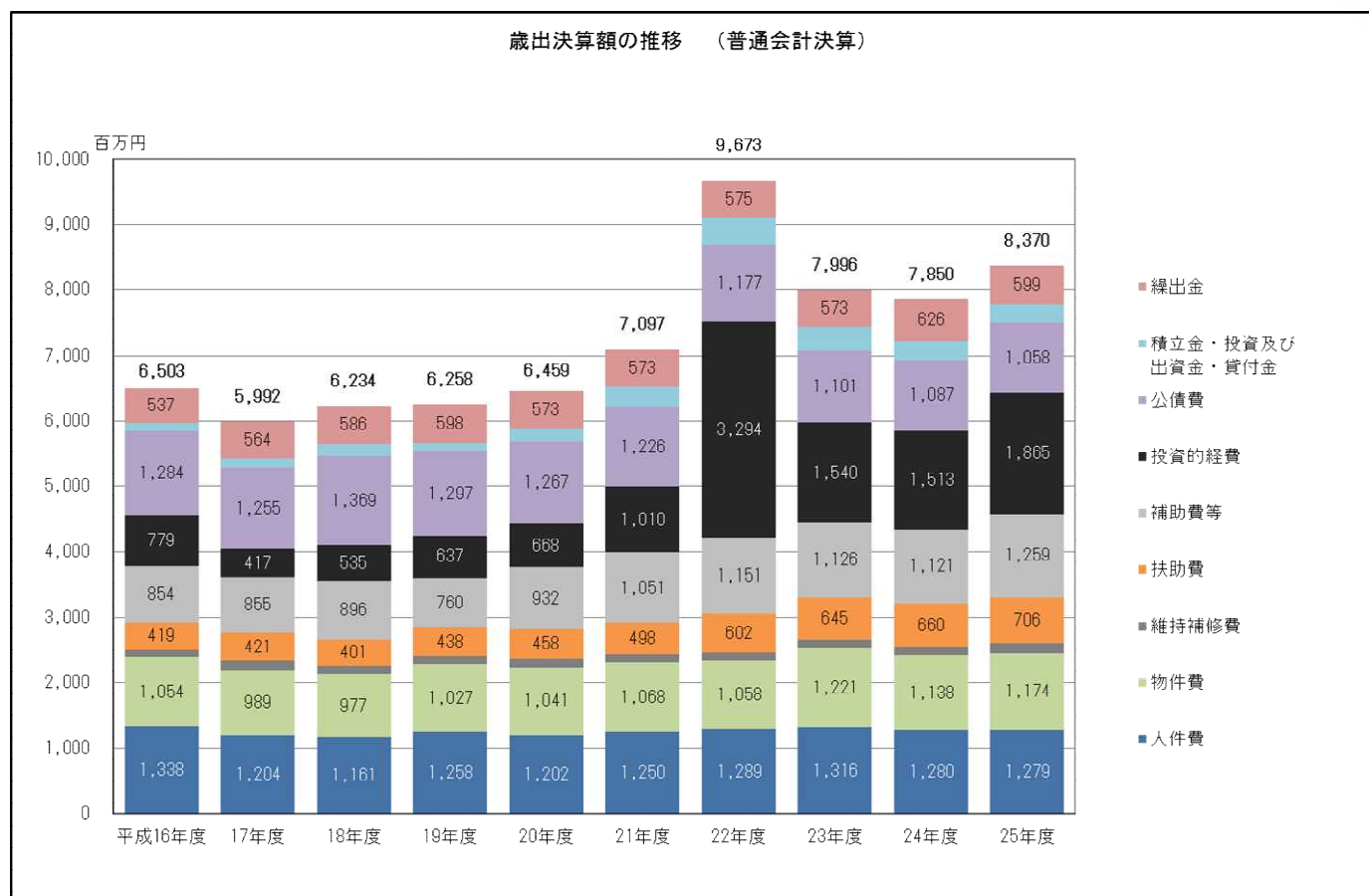
歳出も、当該事業にかかる投資的経費が増加していることに加え、高齢化の進行などにより扶助費が一貫して増加しています。このうち投資的経費は、暫く7～10億円で推移していましたが、当該事業の実施等により平成22年度には33億円に達し、その後も15億円を超えるものとなっています。その結果、直近10年間の平均では12.3億円/年（このうち公共施設等にかかるものは5.4億円/年）が投じられています。

今後、人口減少、高齢化の進行等を踏まえれば、財政はますます厳しさを増すものと予想され、投資的経費のあり方についても十分な検討が必要になってきます。

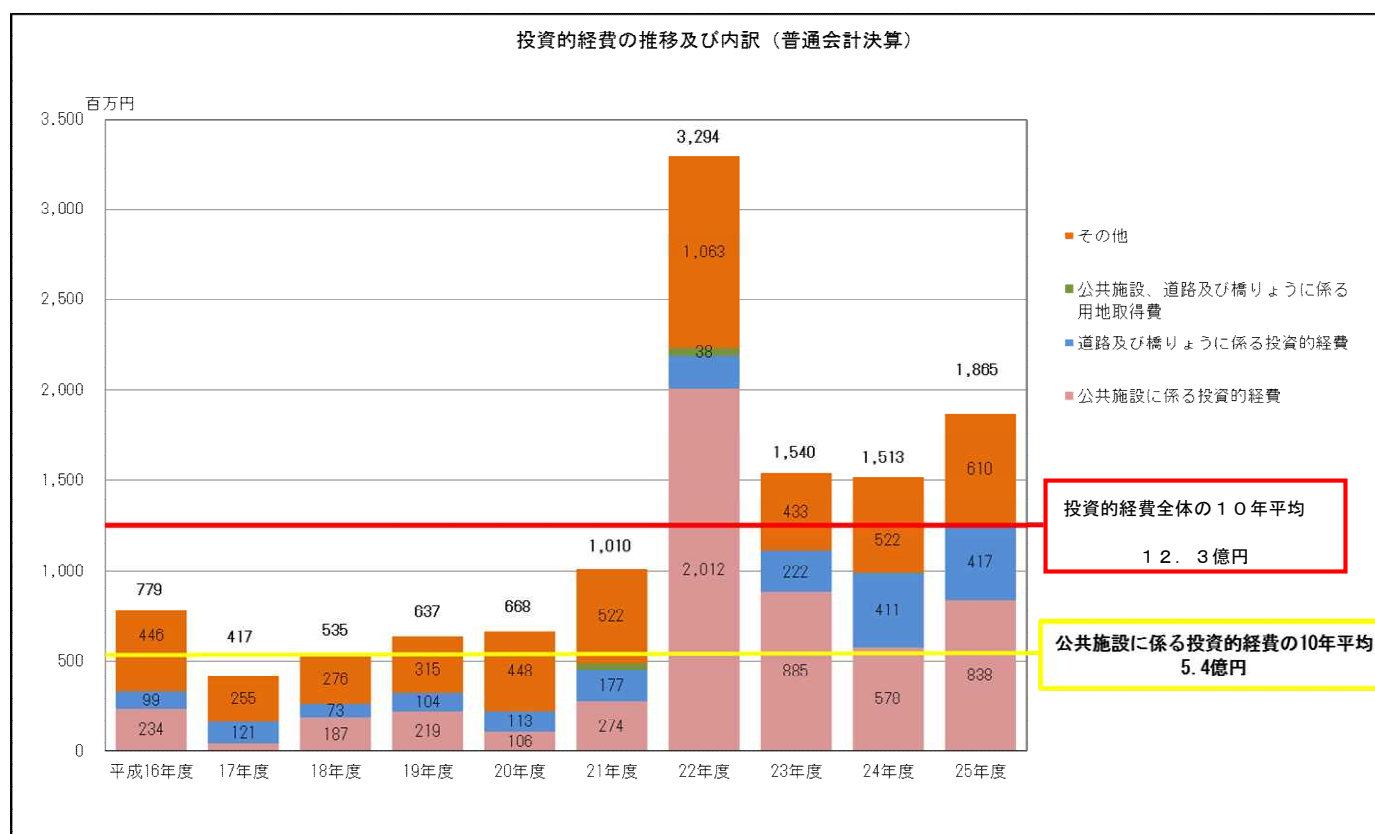
歳入決算額の推移（普通会計決算）



歳出決算額の推移（普通会計決算）



投資的経費の推移（普通会計決算）



3. 公共施設等の現状と課題

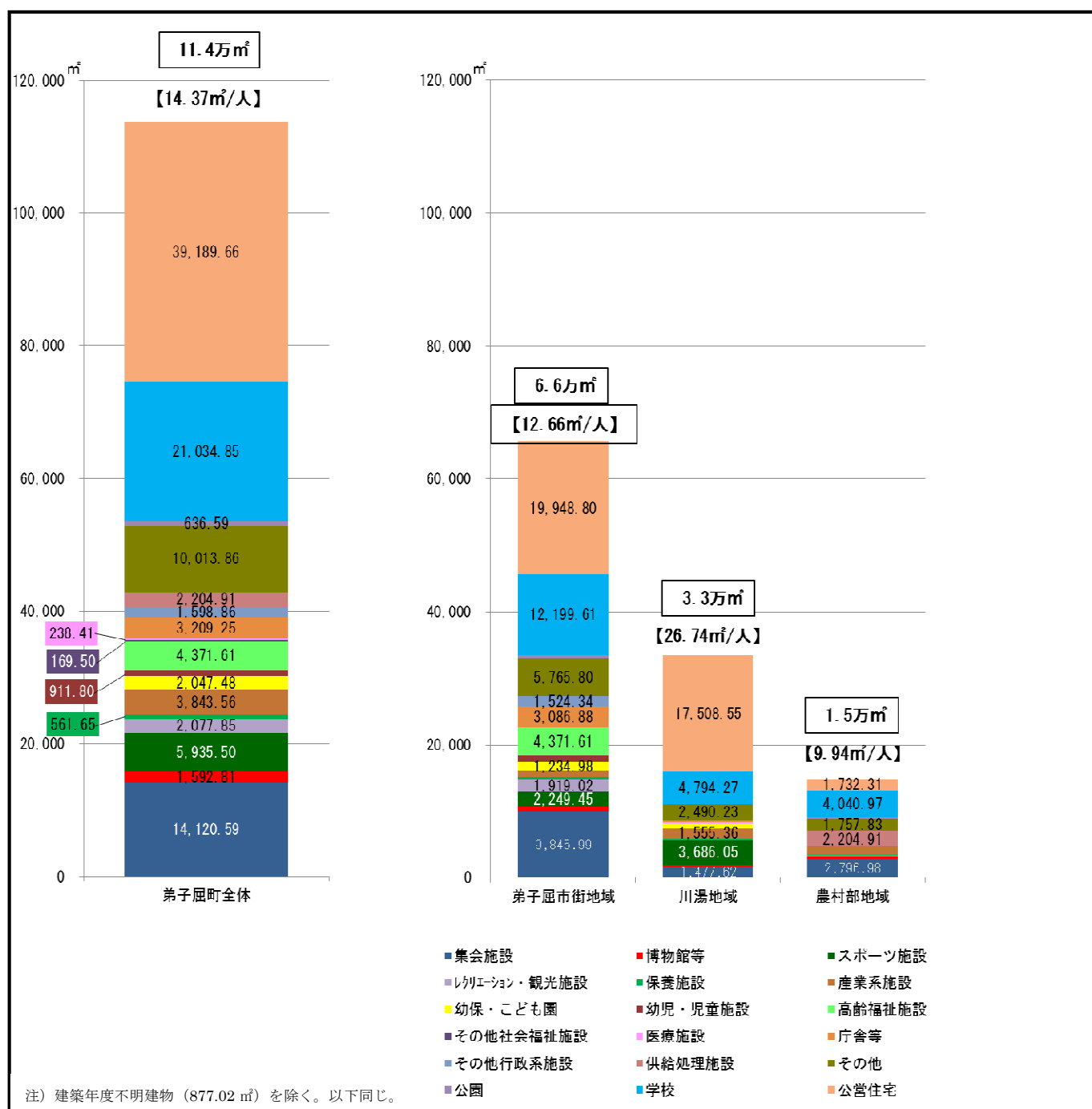
(1) 公共施設等の保有状況

本町が保有する公共施設等（いわゆるハコモノ）の延床面積は11.4万㎡（建築年度不明建物を除く。）であり、このうち58%が弟子屈市街地域に立地しています。

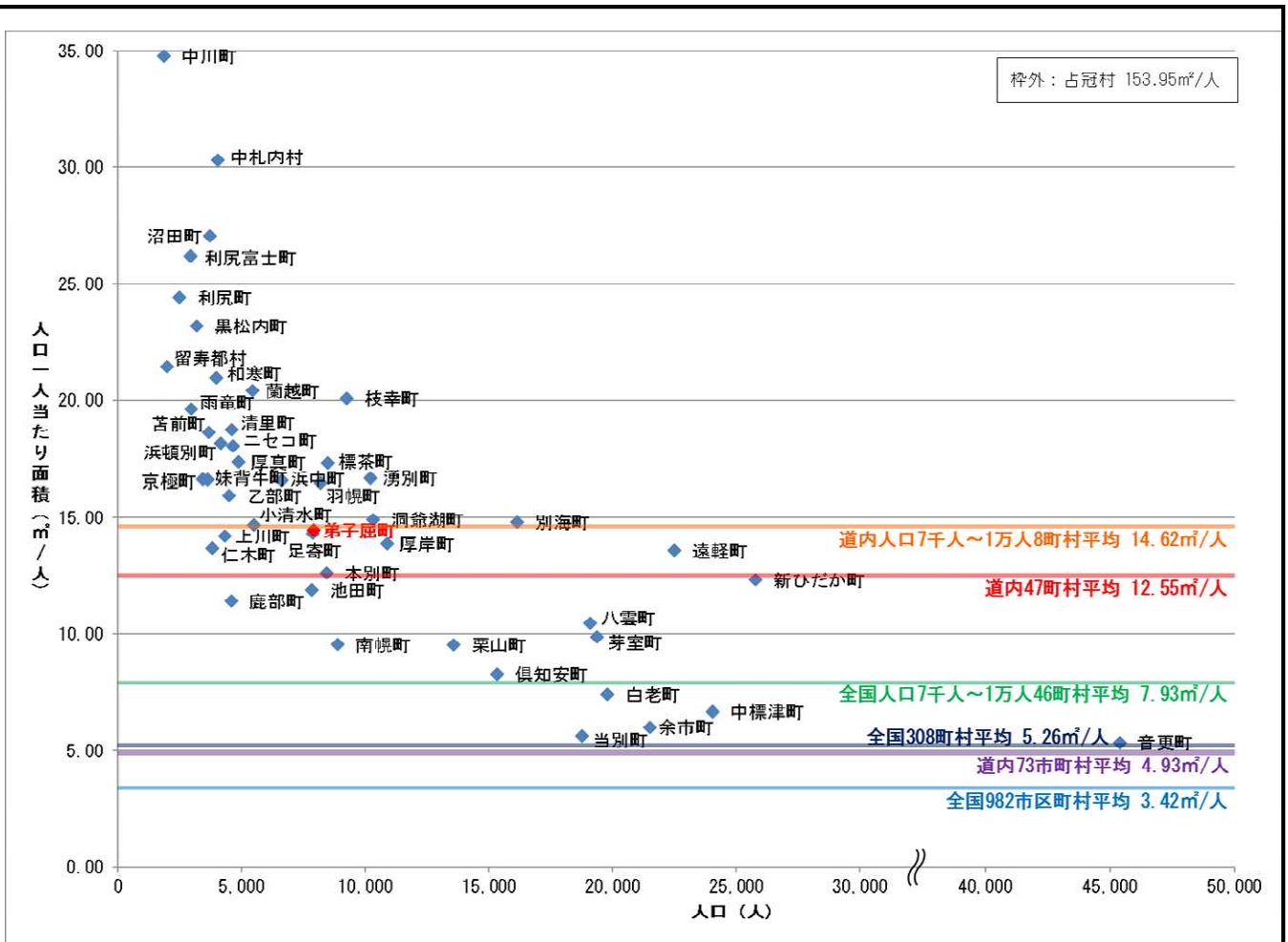
延床面積を人口一人当たりでみると14.37㎡/人と、ほぼ道内の同規模町村並み（14.62㎡/人）の施設量になりますが、道内町村平均（12.55㎡/人）を上回ることに加え、全国の同規模町村平均（7.93㎡/人）の1.8倍、全国の町村平均（5.26㎡/人）の2.7倍もの水準となります。

なお、これを地域別にみると、弟子屈市街地域：12.66㎡/人、川湯地域：26.74㎡/人、農村部地域：9.94㎡/人と地域間でばらつきが生じています。

公共施設等延床面積



人口一人当たり延床面積



北海道における人口7千人～1万人の自治体の状況

自治体	人口	公共施設 延床面積	人口一人当たり 面積
枝幸町	9,260 人	185,871 ㎡	20.07 ㎡/人
南幌町	8,895 人	84,734 ㎡	9.53 ㎡/人
標茶町	8,496 人	146,946 ㎡	17.30 ㎡/人
本別町	8,449 人	106,462 ㎡	12.60 ㎡/人
羽幌町	8,203 人	135,000 ㎡	16.46 ㎡/人
弟子屈町	7,918 人	113,759 ㎡	14.37 ㎡/人
足寄町	7,891 人	112,914 ㎡	14.31 ㎡/人
池田町	7,847 人	93,119 ㎡	11.87 ㎡/人
平均			14.62 ㎡/人
(全国における人口7千人～1万人の自治体平均)			7.93 ㎡/人

(出所) 東洋大学PPP研究センター『全国自治体公共施設延床面積データ』(平成24 年1 月11 日公表)に、弟子屈町のデータ

(平成25 年度末時点)を加えて算出。

注) 平均は加重平均値。

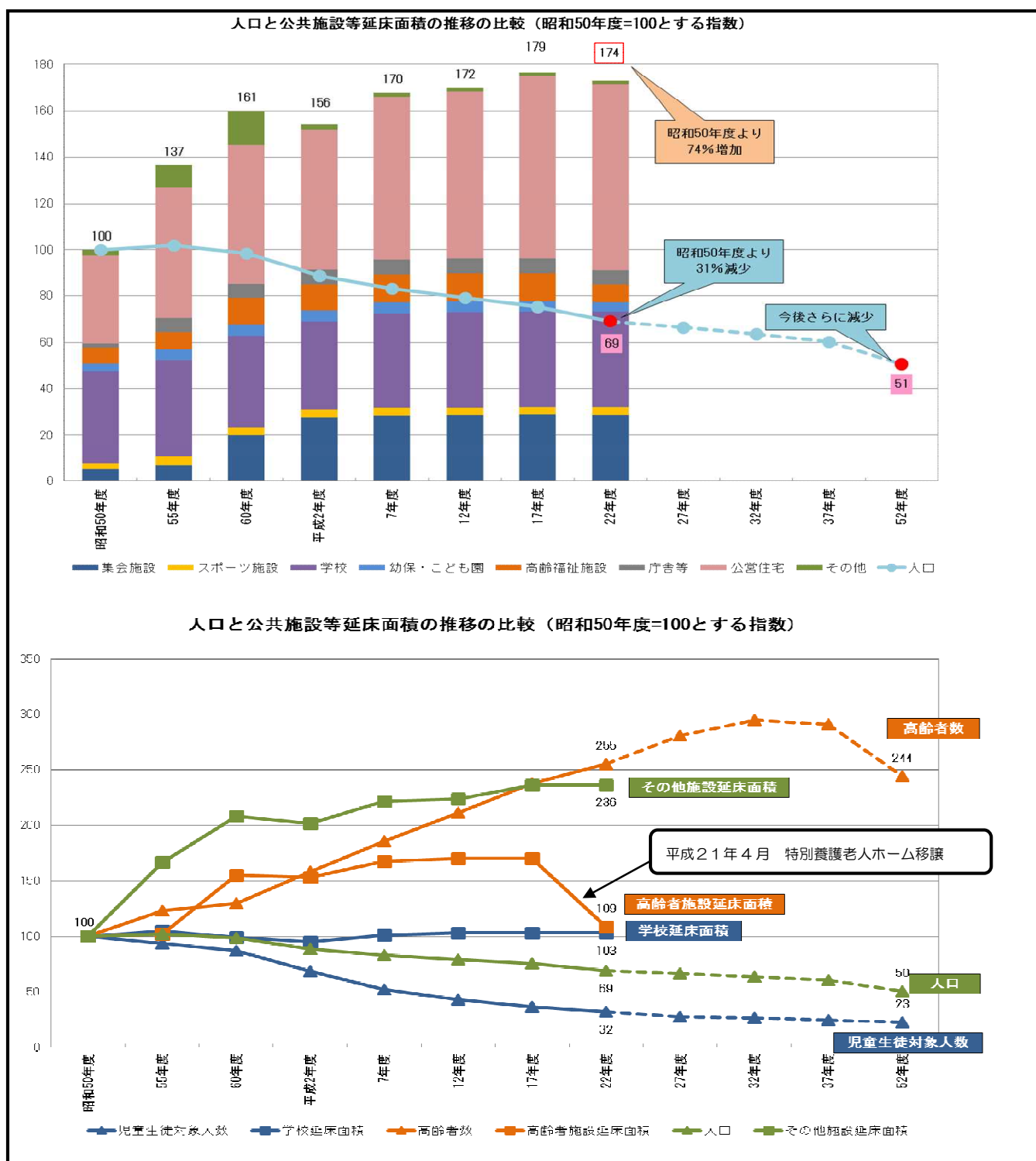
(2) 人口推移からみた公共施設等の保有量

弟子屈町の人口（平成22年度）が昭和50年度から31%減少する中であって、同期間における公共施設等の延床面積は74%も増加しています。

また、人口が31%、児童生徒数が68%減少する中で学校と高齢者施設を除く公共施設等の延床面積が136%増、学校が3%増となる一方、高齢者数が155%増加する中で高齢者施設は9%増にとどまるなど、人口構成の変化に応じた施設量の見直しが進んでいない状況にあります。

（平成26年度建設の養護老人ホームは含んでいません）

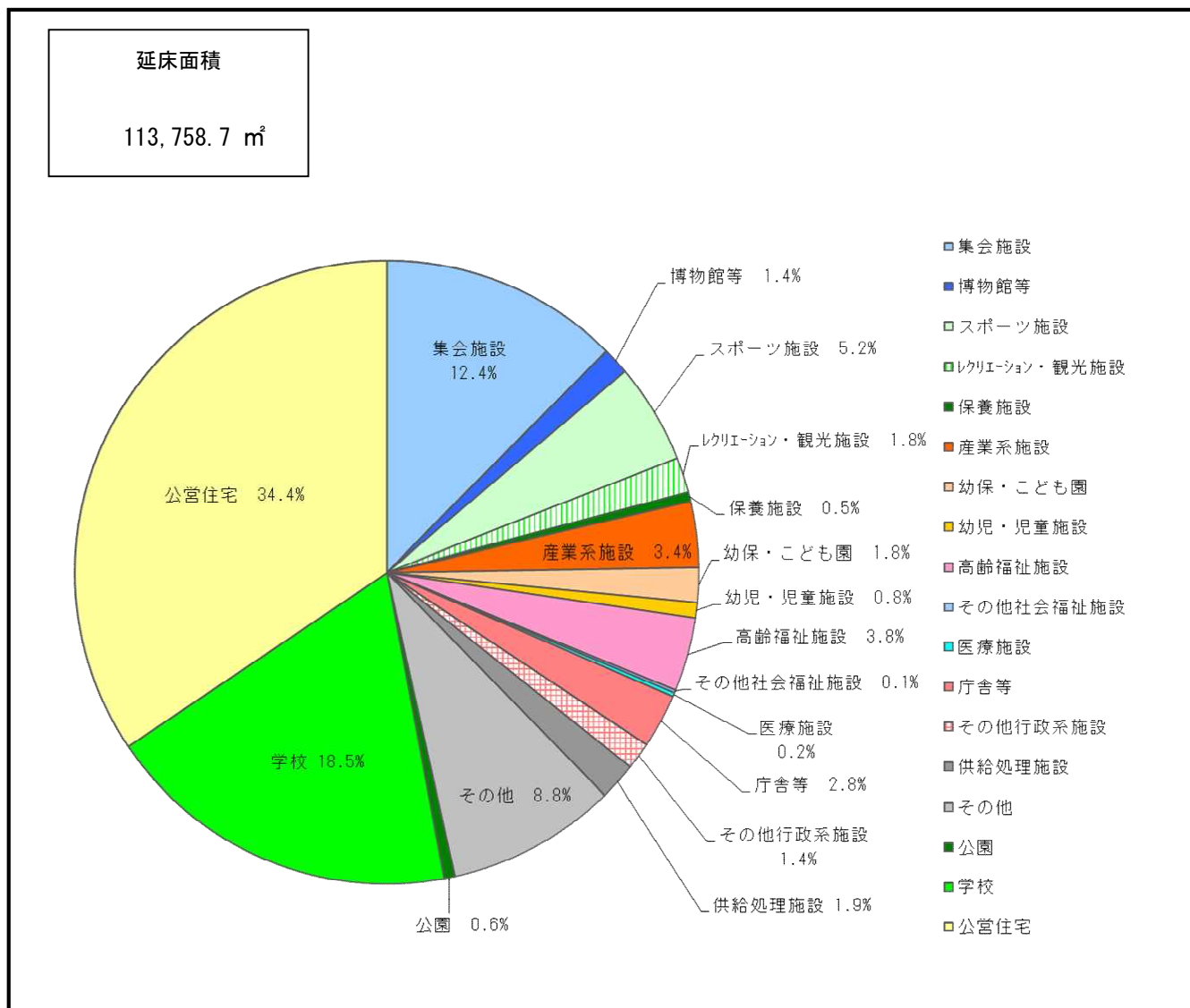
人口と公共施設等延床面積の推移の比較



(3) 公共施設等の用途

本町の公共施設等の用途別内訳をみると、公営住宅（34%）、学校（18%）、集会施設（12%）の三用途で全体の3分の2（65%）を占めるものとなっています。（平成26年度末現在）

公共施設等の用途別面積

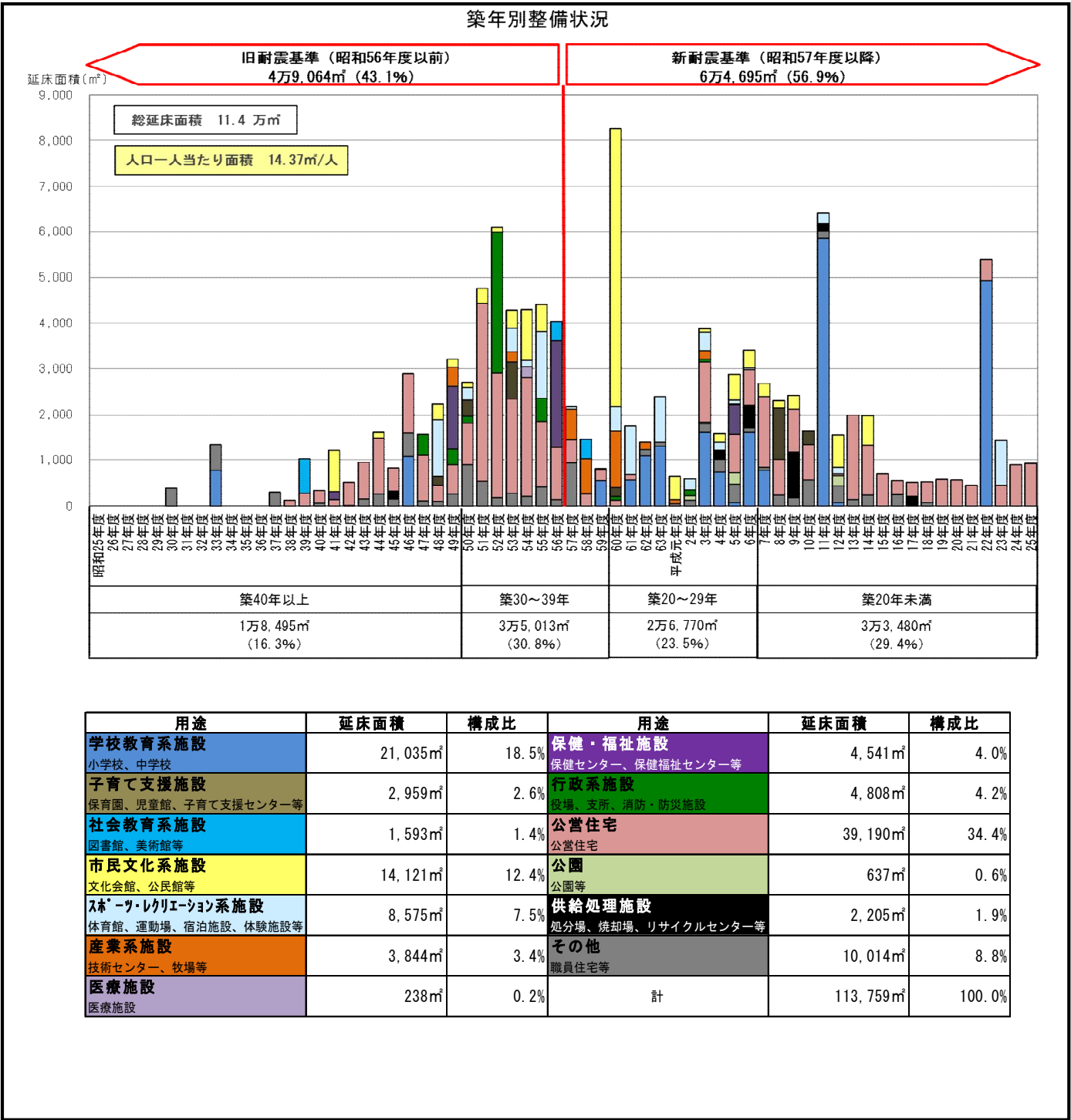


(4) 公共施設等の建築年別状況

本町の保有する公共施設等は、昭和40年代後半から50年代中盤までの間に集中して建設されているほか、60年度、平成3～10年代前半にも多くの施設が建設されています。

また、新耐震基準で建設された昭和57年度以降の施設が57%を占める一方、旧耐震基準で建設された56年度以前の施設が43%もある状況となっています。

建築年度別施設整備状況

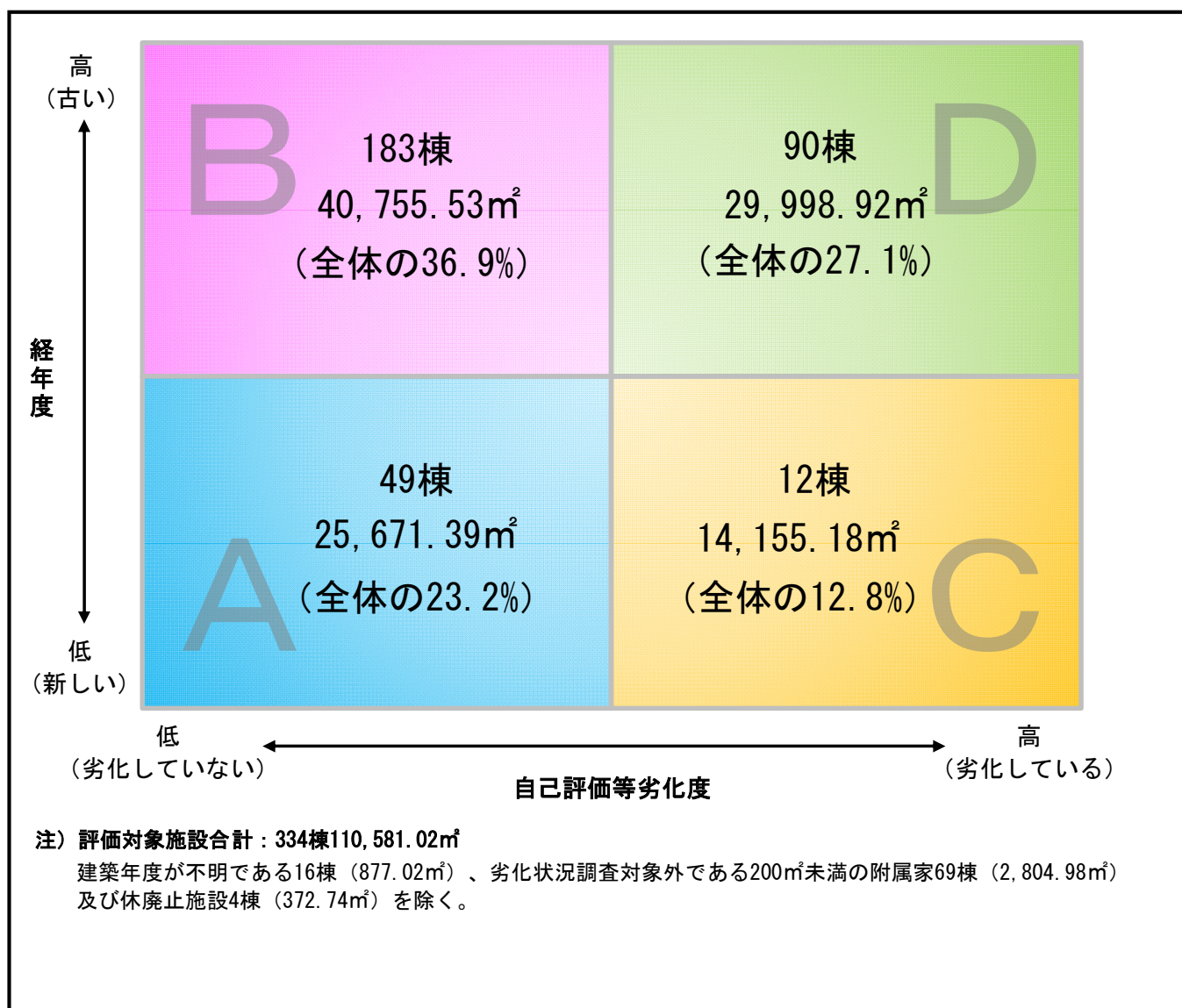


(5) 公共施設等の物理的劣化度

本町の保有する公共施設等の物理的な劣化度をみると、老朽化が進む（建設後耐用年数の6割以上が経過）とともに自己評価等で大きな劣化が認められた（耐震化未済を含む）施設（D）が全体の3割（27%）を占めるなど、多くの施設で物理的な劣化が進行しています（このほか、自己評価等で大きな劣化が認められた施設（C）：13%、老朽化が進む施設（B）：37%）。

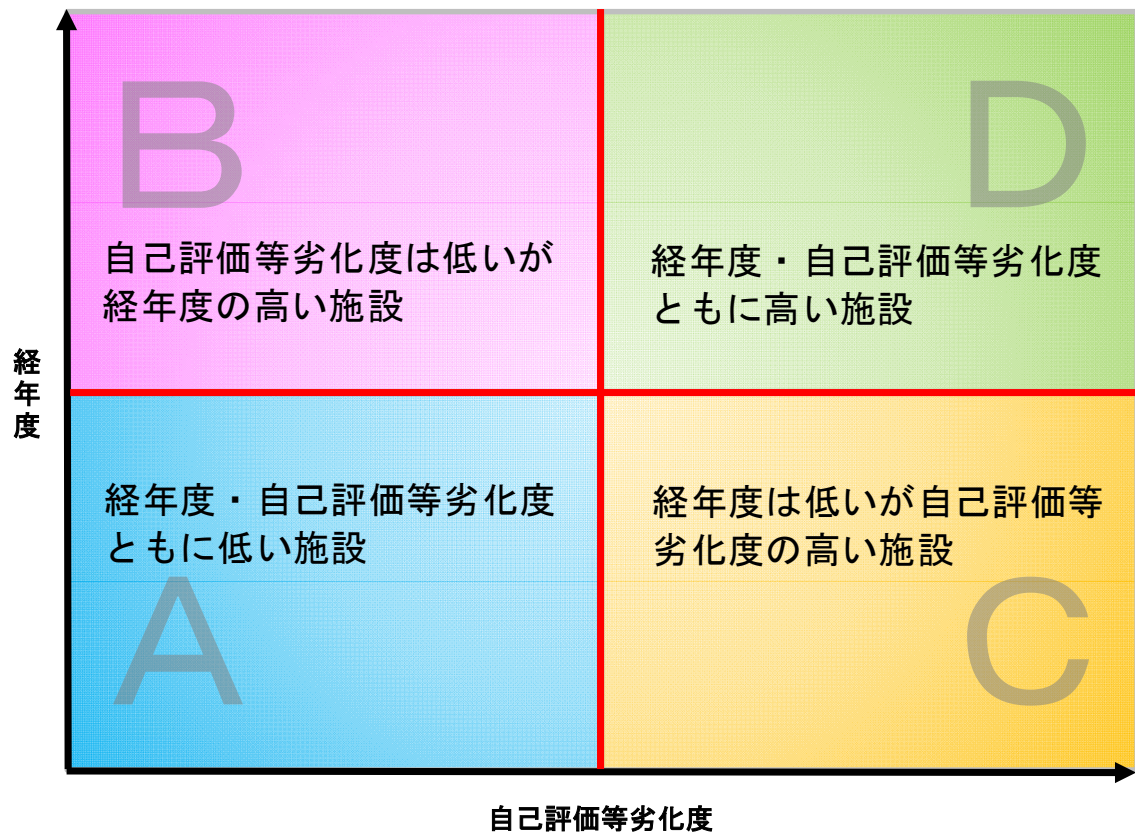
他方、老朽化がさほど進行しておらず自己評価等で大きな劣化の認められなかった施設（A）は23%にとどまっています。

公共施設等の物理的劣化度



（参考）物理的劣化度の評価方法

経年度と自己評価等劣化度の組み合わせによりA～Dに評価



【経年度】

施設の経過年数により評価

$$\text{経年度} = \text{経過年数} / \text{耐用年数} \times 100$$

→ 建設後、耐用年数の60%以上の期間が経過した施設を老朽化施設と位置付け

【自己評価等劣化度】

施設の耐震化状況と「劣化問診票」（(株)ファインコラボレート研究所仕様）により自己評価した結果をもとに評価

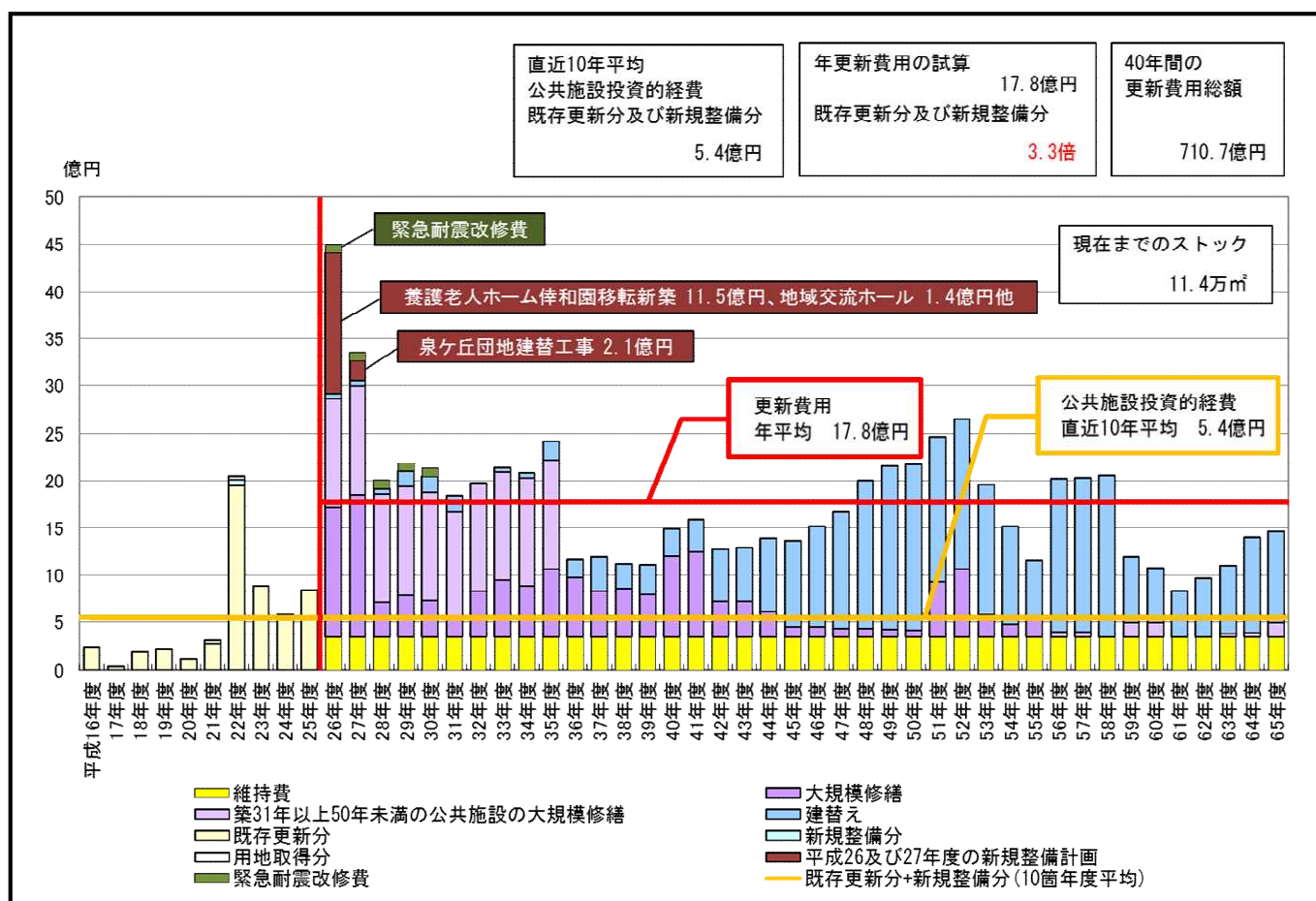
耐震化未済の場合、または「劣化問診票」による自己評価において問題が生じていることが明らかになった場合について、部位の重要度に応じ重みづけをした上で点数化

→ 一定点数以上の施設を自己評価等劣化施設として位置付け

4. 公共施設等の維持更新投資額の将来見通し（試算）

本町が公共施設等を保有することにより今後維持・大規模修繕・建替え等に必要な維持更新投資額は、現在の施設量を維持することを前提にすると、平成26年度から65年度までの40年間で、総額710.7億円にのぼると試算されます。これを年平均にすると17.8億円となり、本町における過去10年間の公共施設等にかかる投資的経費（5.4億円）の3.3倍にも達します。

また、今後必要となる維持更新投資額を単年度ベースでみても、40年間を通じ全ての年度で、現状の上記公共施設等にかかる投資的経費の額を上回るものとなっています。



（参考）維持更新投資試算の前提

（財）地域総合整備財団による試算ソフトをベースに試算

○耐用年数：60年（日本建築学会「建築物の耐久計画に関する考え方」）

○更新年数：建設時より30年後に大規模改修を行い、60年間使用して建替えを行うことを原則

○単価設定：釧路市における実績単価をもとに以下のとおり設定

（建替え、大規模改修時）

	建替え	大規模改修
市民文化系・社会教育系・行政系施設等	49.5 万円/㎡	32.2 万円/㎡
スポーツ・レクリエーション系施設等	42.5 万円/㎡	27.3 万円/㎡
学校教育系、子育て支援施設等	33.5 万円/㎡	21.0 万円/㎡
公営住宅	25.5 万円/㎡	15.4 万円/㎡

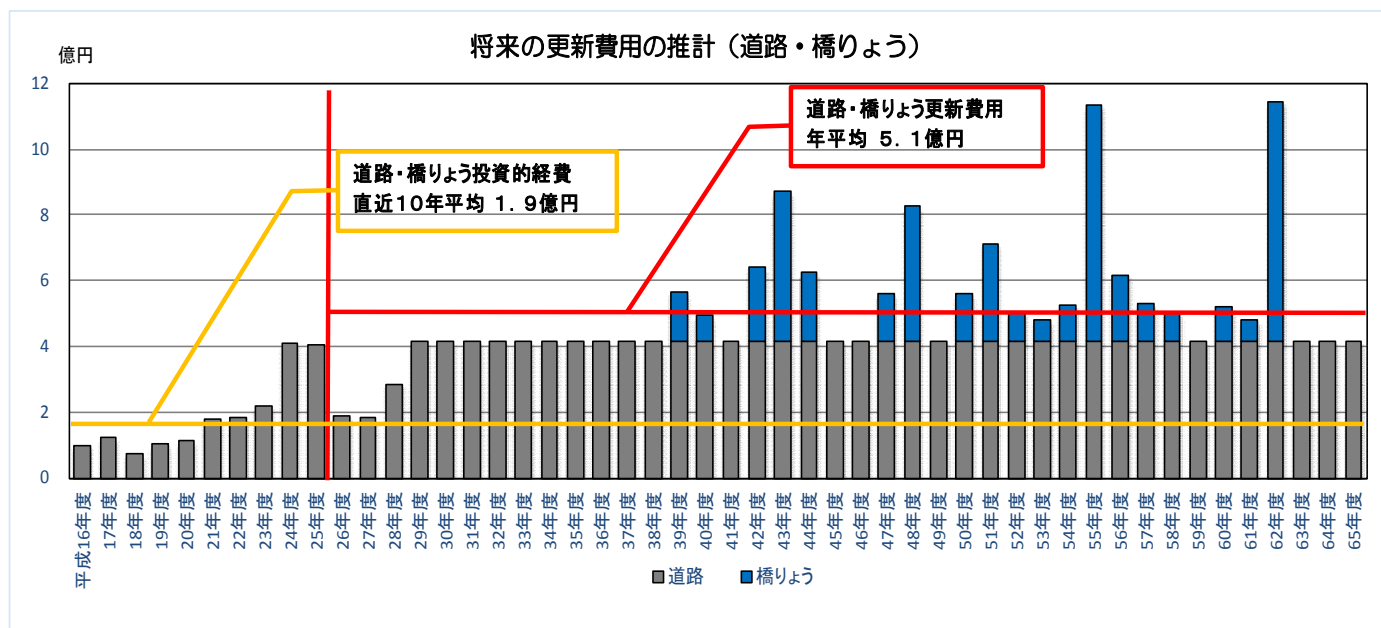
（注）建替えの単価には解体費を含む、（老朽箇所の修繕費） 3千円/㎡（全施設を対象）

5. インフラ資産（道路・橋りょう・上水道・下水道）の維持更新投資額の将来見通し（試算）

（1）道路・橋りょう施設の維持更新投資額の将来見通し

本町がこのままの施設量の維持を前提にすると、平成26年度から65年度までの40年間で、総額204.7億円にのぼると試算されます。これを年平均にすると5.1億円となり、本町における過去10年間の道路・橋りょうにかかる投資的経費（1.9億円）の2.7倍にも達します。

また、今後必要となる維持更新投資額を単年度ベースでみても、40年間を通じ全ての年度で、現状の上記道路・橋りょうにかかる投資的経費の額を上回るものとなっています。



【更新費用試算の前提】

道路

- ・（財）地域総合整備財団による試算ソフトをベースに試算
- ・数量：道路舗装延長 208,723m、町道実延長の 50.6%
道路面積 $2,628,359 \text{ m}^2 \times 50.6\% = \text{舗装済面積 } 1,329,950 \text{ m}^2$
- ・更新の考え方：15年で舗装部分を更新（打換え）、更新単価（4,700円/㎡）
- ・初期設定値の根拠：道路の更新単価については、「道路統計年報 2009」で示されている平成19年度の舗装補修事業費（決算額）を舗装補修事業量で割って算定されたものから設定

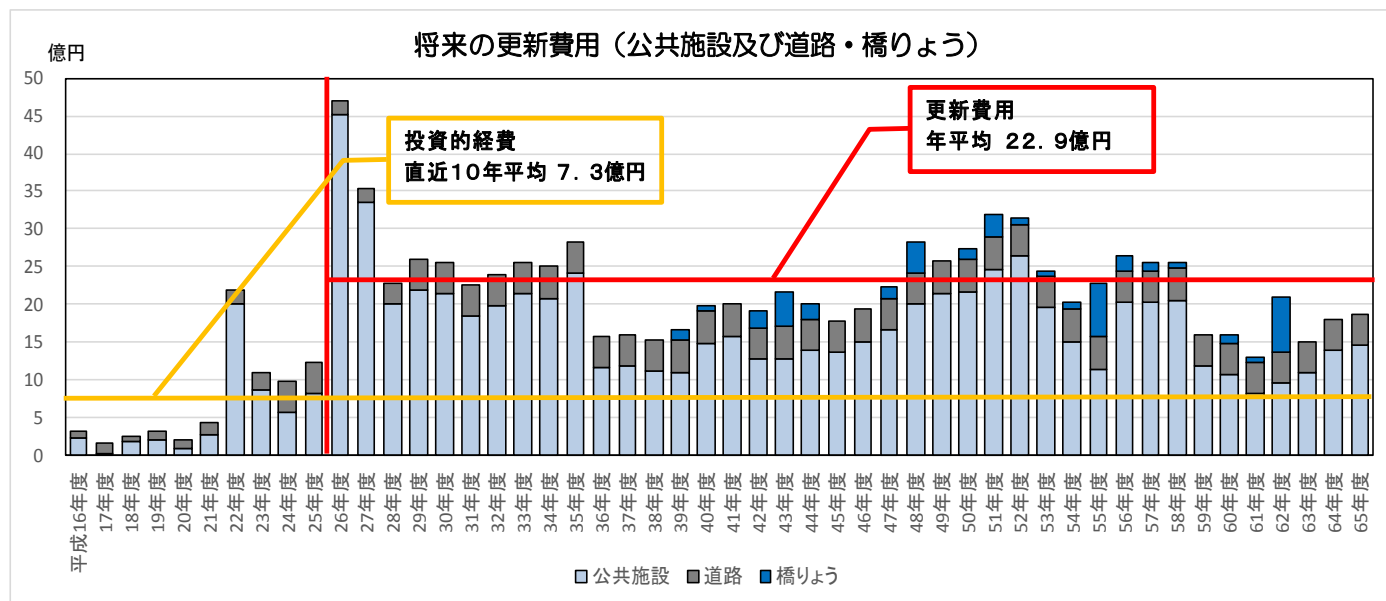
橋りょう

- ・（財）地域総合整備財団による試算ソフトをベースに試算
- ・数量：73橋 総面積 $11,318.1 \text{ m}^2$
- ・更新の考え方：60年で掛替え
- ・初期設定値の根拠：橋りょうの更新単価については、橋長が15m未満のものと15m以上のものに分けて、道路橋の工事実績（道路橋年報）より、総量のための把握の場合はすべて448千円/㎡とし、何年度・構造別で把握ができる場合は、PC橋は425千円/㎡、鋼橋は500千円/㎡と設定

《公共施設及び道路・橋りょう施設の維持更新投資額の将来見通し（試算）》

独立採算を原則とする上下水道事業を除いた、公共施設及び道路・橋りょう施設の維持更新投資額の総額は、平成26年度から65年度までの40年間で、総額915.4億円にのぼると試算されます。これを年平均にすると22.9億円となり、本町における過去10年間の公共施設・道路・橋りょうにかかる投資的経費（7.3億円）の3.1倍にも達します。

また、今後必要となる維持更新投資額を単年度ベースでみても、40年間を通じ全ての年度で、現状の公共施設、道路・橋りょうにかかる投資的経費の額を上回るものとなっています。

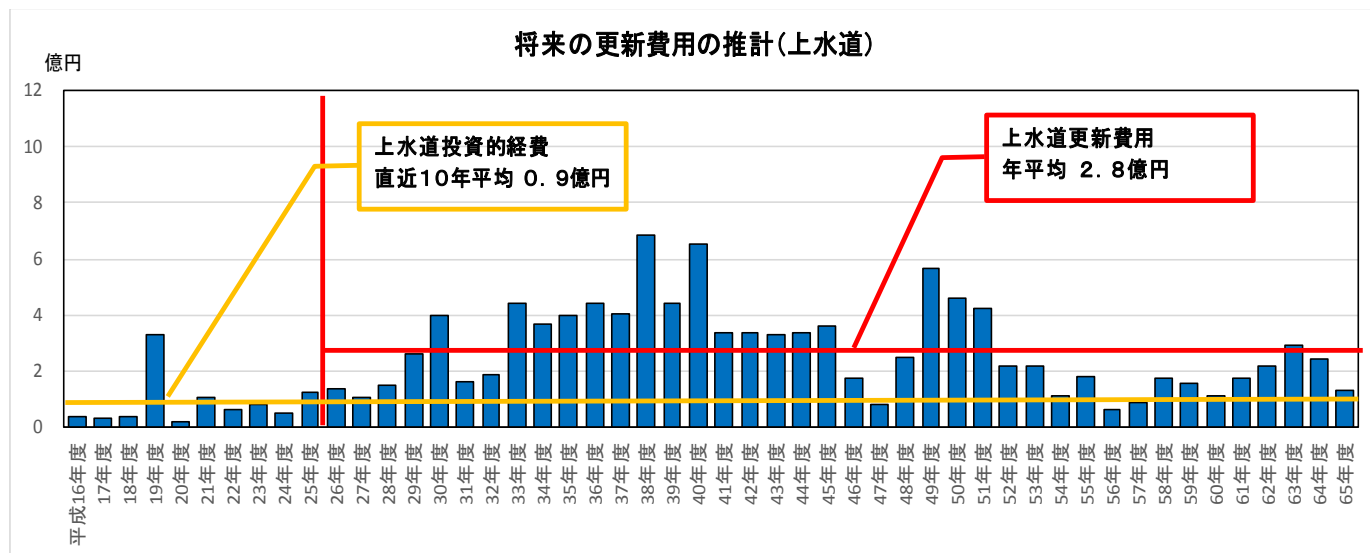


（２）上水道・下水道施設の維持更新投資額の将来見通し

①上水道施設（上水道・簡易水道、農業用水道）

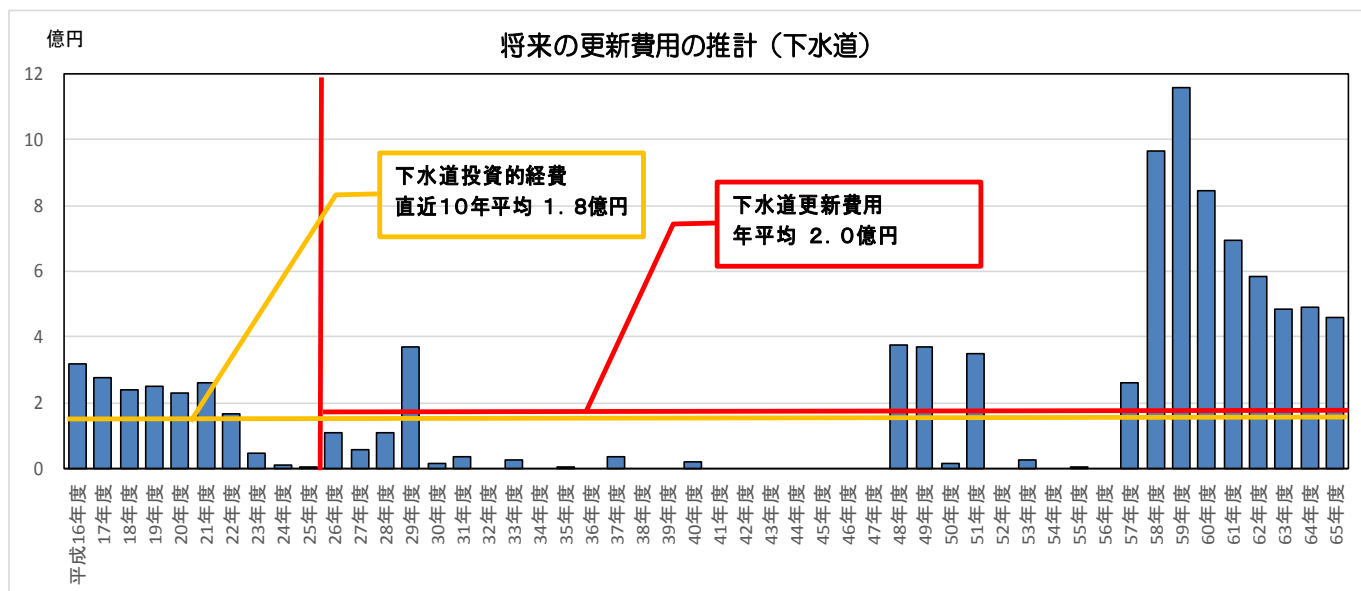
現状の施設量を維持することを前提にすると、平成26年度から65年度までの40年間で、総額112.8億円にのぼると試算されます。これを年平均にすると2.8億円となり、本町における過去10年間の上水道にかかる投資的経費（0.9億円）の3.1倍にも達します。

また、今後必要となる維持更新投資額を単年度ベースでみても、40年間を通じ全ての年度で、現状の上記上水道施設にかかる投資的経費の額を上回るものとなっています。



②下水道施設

現状の施設量を維持することを前提にすると、平成26年度から65年度までの40年間で、総額78.7億円にのぼると試算されます。これを年平均にすると2.0億円となり、本町における過去10年間の下水道にかかる投資的経費（1.8億円）を若干上回る程度ですが、更新需要の重なる48年、49年、51年と57年度以降は1.5倍から6.4倍にも達します。



【更新費用試算の前提】

上水道：水道管は40年で更新するものとし、固定資産台帳データを基に、施設の登録年度と耐用年数及び取得原価から、デフレーター（建設工事デフレーター：土木総合）を用いて、将来の更新費用を算出

下水道：管渠及び処理場は50年、その他設備については20年で更新するものとし、工事情報のデータを基に耐用年数及び取得原価から、デフレーター（建設工事デフレーター：土木総合）を用いて、将来の更新費用を算出

Ⅲ. 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

1. 公共施設等の管理に関する基本的な方針

【基本方針1】施設総量の圧縮（施設維持から機能維持へ）

まず施設ありきではなく、また、「一つの機能のために一つの施設が必要」という従来の考え方から脱却し、施設維持から機能維持へ考え方を改め、用途に応じた柔軟な機能維持と効率的な運営及び利用率の向上を目指します。

施設総量は人口減少率に即して圧縮し、新規に公共施設を建設する場合は同面積（コスト）を圧縮するとともに、単一施設よりも稼働率を重視した施設の複合化、集約化を基本とします。

【基本方針2】必要施設の長寿命化、改修等の推進

必要性の高い施設は対症療法的な事後保全型の維持管理から、計画的財源調達に基づく、損傷が軽微な早期段階に予防的修繕を行う予防保全型維持管理への転換と、長寿命化を実施することで安全性の確保とトータルコストの縮減、平準化を図ります。

【基本方針3】まちづくりや住民生活向上につながる機能の確保

地域の特性等に応じた機能を確保するとともに、まちづくりと連動した公共施設等の再編（第5次弟子屈町総合計画と連動した公共施設等の再編）と住民生活向上につながる機能の確保と公共サービスの提供を図ります。

【基本方針4】国・道・近隣自治体等との連携

定住自立圏構想などに基づく近隣自治体との施設等相互利用（スポーツ施設等の相互利用、共同運用、サービス連携、役割分担等による効率化）や「国と地方が連携した地域の国公有財産の最適利用」等による連携を検討します。

（実施方針1）点検・診断

- ・ 必要施設における点検、診断等を実施し、各施設のカルテを作成します。
- ・ 毎年度1回以上、劣化、損傷の程度や原因を把握します。
- ・ 点検・診断とあわせて修繕・更新の履歴情報を蓄積し活用します。

（実施方針2）維持管理・修繕等

- ・ メンテナンスサイクルの構築（点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒次の点検）をします。
- ・ 耐用年数経過前の施設は、計画的に予防保全型維持管理を行います。
- ・ 耐用年数経過後の施設は、その後の使用年数と費用を勘案して修繕等を検討します。

（実施方針3）安全確保

- ・ 点検、診断等により危険性が認められ、供用廃止した施設の日常的な巡視の実施と立入禁止などの措置を行います。
- ・ 供用を廃止した施設は、毎年度計画的に予算の範囲内で除却を実施します。

（実施方針４）耐震化

- ・ 災害時の拠点としての機能確保を含め、耐震化の必要性について検討します。
- ・ 災害時の拠点とならない老朽施設は耐震化せずに統合や廃止を検討します。

（実施方針５）長寿命化

- ・ 道路・橋りょう、公園、公営住宅、上下水道の各長寿命化計画の検証や必要施設における点検、診断結果を基にした取り組みの優先順位など個別施設毎の計画を策定します。
- ・ 長寿命化における目標耐用年数の設定と、長寿命化を実施することで耐用年数の延長やランニングコスト、イニシャルコスト、活用の見込みがどのように推移するかを十分に検討します。

（実施方針６）統合や更新及び廃止

- ・ 人口減少等に応じて段階的な老朽化・劣化施設の廃止、耐用年数に達するなど大規模な修繕が必要となる老朽化、劣化施設の供用廃止基準を策定します。
- ・ PPP、PFIの活用による建替えや、大規模修繕を検討します。
- ・ 地域毎に重複、類似する施設を抽出し利用状況を検証、検証結果に基づき、地域の特性や地域コミュニティの中核施設として学校施設等への機能集約化（多機能化）を図ります。
- ・ 施設集約化に伴う公共交通手段の確保の検討を並行して行います。

（実施方針７）総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

町全体の施設の総括、大規模修繕計画、再整備担当を一元化した組織が担い、管理運営の一元化と情報の共有化を図ります。一方、目的に応じた施設運用と軽微な維持管理は原課が担当します。

（実施方針８）フォローアップの実施方針

- ・ 本計画においては、今後の財政状況や人口動態など環境の変化に応じて、必ず総合計画実行計画の見直し時に併せて見直しを行います。
- ・ この計画の実効性を高めるため、具体的な施設の適正配置を定める個別施設計画を策定し、毎年度の行政評価において進捗管理を行います。
- ・ 公共施設等総合管理計画の評価結果は、議会や住民に対して情報提供を行うとともに、町全体で認識の共有化を図ります。

2. 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

(1) 町民文化系施設（集会施設）

釧路圏摩周観光文化センター、奥春別交流センター、公民館、仁多交流センター など

集会施設は、個人や団体が、町民活動、レクリエーション、文化活動など様々な目的に応じて利用する公共施設です。

効率的な運営と利用率の向上を目指すとともに、利用状況や劣化状況、類似施設での代替性などを見定めることにより配置の適正化に取り組むほか、公共施設の目的や用途に応じた管理運営方法の適正化、特に利用回数の向上を図るため中規模以上の施設への集約化を検討します。

(2) 社会教育系施設（博物館等）

大鵬相撲記念館、屈斜路コタンアイヌ民俗資料館、郷土資料収蔵庫てしかがの蔵

博物館等展示施設は、文化財や郷土資料などの展示・公開、また、これらの展示物を通じた参加型の学習・体験などを行う文化等振興の核となる公共施設であり、また、観光振興の面からも集客が見込まれる施設です。

展示物の工夫やイベントの開催などにより、利用者の増加を図ることが求められています。

一方、利用状況や劣化状況などにより、施設規模の適正化や機能の集約化、複合化を検討するとともに、より効率的な管理運営方法の導入を検討します。

(3) スポーツ・レクリエーション施設（スポーツ施設）

川湯屋内温水プール、修武館、町営野球場 など

スポーツ施設は、幅広い年齢層の町民が、多種多様なスポーツ・レクリエーション活動を行う公共施設です。利用状況や劣化状況などを考慮し移転や統廃合に取り組みます。

また、施設の目的や用途に応じた管理運営方法の適正化や、近隣自治体との施設等相互利用を検討します。

(4) スポーツ・レクリエーション施設（レクリエーション施設・観光施設等）

桜ヶ丘森林公園、摩周観光交流館、屈斜路湖水上利用管理事務所 など

レクリエーション・観光施設等は、町民や観光客の憩いの場、交流の場、癒しの場として集う公共施設です。利用率の向上や観光拠点としての魅力づくりが求められます。

また、利用状況を考慮し、施設の目的や用途に応じた効率的な管理運営方法や民間活力の導入、移転や統廃合を検討します。

（５）産業系施設

林業多目的センター、農産物集出荷センター、町営牧場 など

産業系施設は、農業や林業など産業振興のための公共施設です。

産業振興という本来の設置目的と、利用状況や受益者のニーズへの対応状況から再点検し、配置の適正化と効率的な管理運営、受益者負担の適正化に取り組みます。

（６）学校教育系施設（学校）

小学校（弟子屈・奥春別・川湯・美留和・和琴）、中学校（弟子屈・川湯）

学校施設は、小学校と中学校です。

長寿命化を図るための施設整備に取り組むとともに、余裕教室を有効活用した他機能との併用をはじめとする施設全体の最適化、地域の中核施設としての多機能化を検討します。

（７）子育て支援施設（保育園・児童施設）

保育園（おひさま・川湯・奥春別）、こども館（東部・すすらん・みはらし台）、こども支援センター

子育て支援施設は、保育園、放課後児童クラブなど、仕事と子育ての両立支援、子育てしやすい環境づくり、児童健全育成などのための公共施設です。

サービスの向上と住民ニーズの変化に対応した施設整備や、他の既存施設の有効活用に取り組み、また、施設の目的や用途に応じた管理運営方法の適正化や、施設整備の推進にあたっては、民間活力導入の可能性や統合も検討します。

（８）保健・福祉施設（高齢者福祉施設）

養護老人ホーム倅和園、デイサービスセンター、社会老人福祉センター

保健・福祉施設は社会福祉、高齢者福祉、障がい者福祉、介護などに関わる公共施設です。

民間事業者との適切な役割分担を図っていくこととしますが、民間では対応が困難で、かつ、町の公共施設として必要性が高いと判断される施設は、長寿命化の取組や施設の目的や用途に応じた管理運営方法の適正化や民間活力の導入を検討します。

（９）行政系施設（庁舎等）

役場庁舎、川湯支所、防災備蓄倉庫 など

行政系施設は、役場本庁舎と支所で町職員が事務を執り行うとともに、住民にサービスを提供する場となる公共施設です。将来にわたり安定的に住民サービスを提供し続けるため、維持修繕に取り組みます。

(10) 公営住宅

当別・泉・泉ヶ丘・新泉ヶ丘・みはらし台・桜町・川湯駅前・湯の川・敷島・緑・仁伏
・南弟子屈・古丹・美留和団地

町営住宅は、住宅に困窮している町民のために町が供給する住宅です。

既存の町営住宅の長寿命化を進めるほか、人口減少や人口構造の変化などの現状を踏まえ、床面積の適正化、空き家対策や空き家バンク制度など町の住宅施策と連動した供給量の適正化と集約化に取り組みます。また、管理にあたっては効率的な運営、施設整備の推進にあたって民間活力導入を検討します。

(11) 職員住宅、教職員住宅等

町長公宅、職員住宅、教職員住宅、移住者専用住宅、町有住宅 など

職員住宅、教職員住宅等施設は、町職員や教職員などが入居する住宅です。

行政サービスの低下を防止するために必要と考えられる住宅は、民間活力の導入や既存施設の活用の可能性も検討し整備します。一方で、民間住宅での代替が容易な施設は売却など資産の有効活用を図るとともに、老朽化した施設の除却を進めます。

(12) 公園

水郷公園、湯の島公園、泉ヶ丘公園、屈斜路ウォータースポーツ交流公園 など

公園は、都市公園や広場など景観の向上、町民や観光客の憩いの場としての役割を果たしている公共施設です。町民や観光客のニーズに対応した公園施設の整備や改修により長寿命化に取り組みます。老朽化が著しい公園施設、利用頻度の低い公園施設については、必要性を検討し、見直しや統廃合を検討します。

(13) インフラ施設（道路・橋りょう施設、上下水道施設、温泉施設）

人口減少と人口構造の変化や財政収支推計を踏まえたうえで、重大な損傷や致命的な損傷となる前に予防的修繕を実施することにより、健全な状態を維持しながら長寿命化を図ることでライフサイクルコストを縮減します。

役割や機能、特性に合わせ補修、更新の実施時期や最適な対策方法を決定するとともに、優先順位を考慮しながら適正な維持管理を図ります。

既に策定されている計画を基本としながら、当計画との整合性を図り、必要に応じて適宜見直していきます。

上水道、下水道、温泉事業については、独立採算を原則とする会計として、人口の推移や需要の変化はもとより、経済状況や社会情勢に応じた経営全般の視点での検討が必要であり、一般会計からの繰入れは必要性を見極めて最小限とします。

3. 今後の取組方向

公共施設等の物理的劣化度や稼働率などから必要施設（保全優先度の高い施設）を選定します。

1. 必要施設（保全優先度の高い施設）の評価基準と取組方向

- ・物理的劣化度が低く（A）、稼働率が高い施設

取組方向 維持、改修

- ・物理的劣化度は高いが（D）、稼働率が高い施設

取組方向 改修、改築、建替え、集約化・複合化（移転）

- ・物理的劣化は進行しているが（C・B）、稼働率が高い施設

取組方向 改修、改築、集約化・複合化（移転）

2. 廃止や統合、集約化対象施設の評価基準と取組方向

- ・物理的劣化度が高く（D）、稼働率が低い施設

取組方向 廃止、集約化・複合化（移転）、跡地の売却・貸付・転用

- ・物理的劣化が進行し、（C・B）、稼働率が低い施設

取組方向 廃止、集約化・複合化（移転）、跡地の売却・貸付・転用

3. その他の施設の取組方向

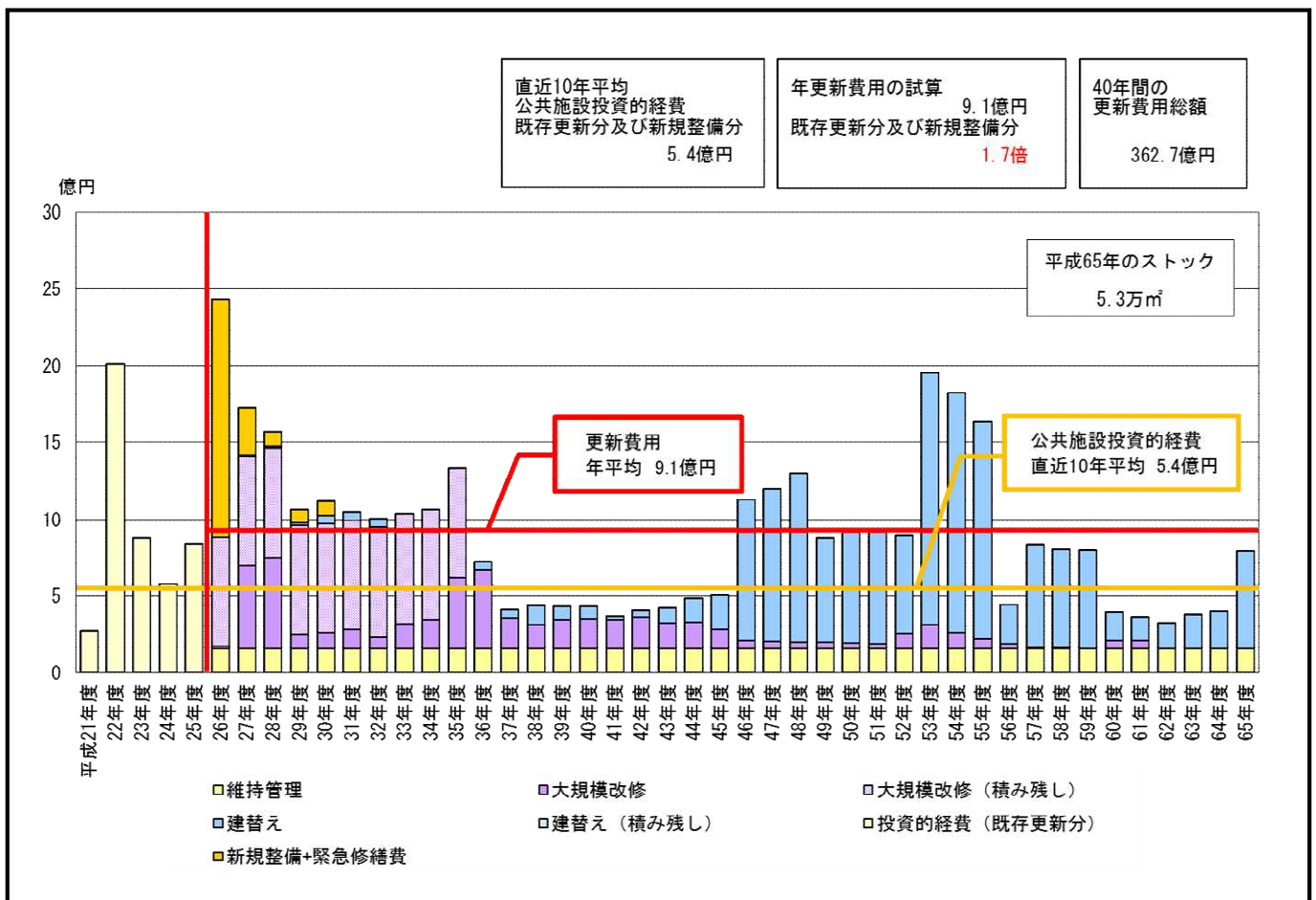
- ・「職員住宅・町有住宅」は4戸程度を必要戸数とし、その他は廃止
- ・「教職員住宅」は学校の管理運営上必要な戸数は残し、それ以外は段階的に縮小する
- ・評価対象外施設は稼働率、物理的劣化度、必要性を踏まえて対応

4. 人口等の減少に連動させた公共施設等削減目標

弟子屈町における公共施設等の量を、今後、仮に人口等の減少に即して削減するものとして、直近の10年、次の10年、その後の20年に区分して試算すると次のとおりになります（40年間の累計削減率54％）。

これに基づき、今後必要となる公共施設等の維持更新投資額を試算すると、今後40年間で363億円、年平均で9.1億円となります（削減額348億円、削減率49％）。しかし、それでもなお過去10年間の公共施設等にかかる投資的経費（年平均5.4億円）の1.7倍の水準を余儀なくされます。従って更なる施設量の削減を図るとともに、削減対象ではない施設の長寿命化によるコスト削減、管理運営費の節減及び町民負担（税・使用料等）の増加等が必要となります。

	面 積					
	延床面積 (千㎡)	削減面積 (千㎡)	削減率 (%)	削減面積 (累積) (千㎡)	削減率 (累積) (%)	
①現状	113.8	—	—	—	—	(参考) 人口ピーク時（昭和39年度） ～平成27年の人口減少率：44％ 平成27年～37年の人口減少率：6％ 平成37年～52年の人口減少率：17％
②H26～35年 削減後	72.0	41.8	36.7	41.8	36.7	
③H36～45年 削減後	63.1	8.9	12.4	50.7	44.5	
④H46～65年 削減後	52.6	10.5	16.6	61.1	53.7	維持更新投資額 全体額：363億円 削減額：348億円 削減率：49％



IV. 中期財政収支見通し

1. 算定の基本的な考え方

現時点で公表されている人口推計や地方財政計画、国の制度において変更が明らかであるものなどにより試算したもので、「弟子屈町公共施設等総合管理計画」の策定作業の前提条件とする。

2. 会計単位

一般会計とする。

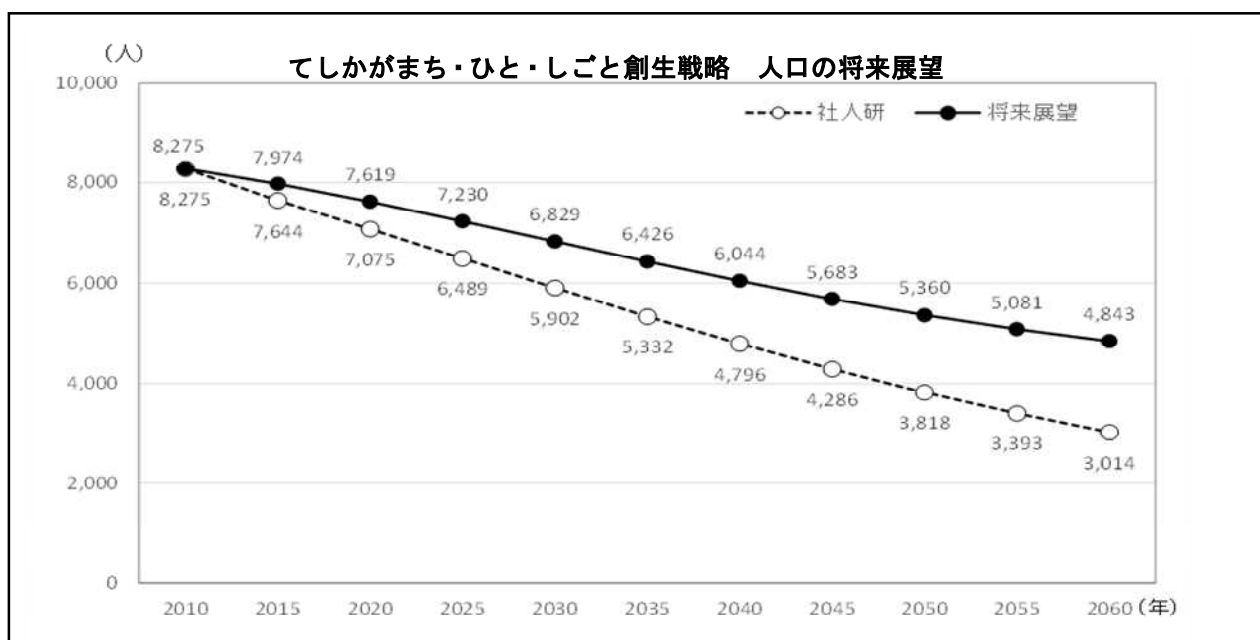
3. 算定の前提条件等

(1) 算定の期間

平成27年度から36年度までの10年間とする。

(2) 算定上の基礎データ

平成26年度決算、27年度決算見込みをベースに「てしかがまち・ひと・しごと創生戦略」における人口の将来展望」を基礎データとして使用し算定する。



(3) 消費税率

平成31年10月から10%に引き上げられる事を前提に、その影響を勘案して算定する。

4. 歳入に関する事項

《一般財源》

(1) 町税

- ①個人町民税：平成27年度最終調定額をベースに直近の人口減少率等を勘案し推計しています。
- ②法人町民税：平成27年度最終調定額をベースに、法人税割の減税を反映し推計しています。
- ③固定資産税：平成27年度の最終調定額をベースに、3年毎の土地・家屋の評価替による影響を5%として推計しています。
- ④軽自動車税：平成27年度最終調定額をベースに、税制改正を反映して推計しています。

⑤町たばこ税：平成２７年度最終消費本数から毎年３％減少として推計しています。

⑥入湯税：平成２７年度最終調定額をベースに据え置きとして推計しています。

（２）地方交付税

①普通交付税

基準財政収入額については税収等に連動させ、基準財政需要額は個別算定経費のうち事業費補正及び公債費は実際の償還額、臨時費目の「地域経済・雇用対策費」、まち・ひと・しごと創生の推進としての「地域の元気創造事業費」及び「人口減少等特別対策事業費」は３０年度までは２７年度の水準が維持されるものとしてそれぞれ２７年度交付ベースとし、２８年度は国の地方財政計画及び「経済財政運営と改革の基本方針２０１６」の趣旨を考慮し推計しています。

②臨時財政対策債：地方交付税と連動し、国の方針により発行抑制として見込んでいます。

③特別交付税：平成２７年度交付額ベースで推計しています。

（３）譲与税・交付金

平成２７年度交付額ベースとし、地方消費税交付金については３１年１０月からの消費税率改定に連動させ推計しています。

《特定財源》

（１）国・道支出金

国・道支出金は扶助費特定財源、普通建設事業費特定財源とそれ以外に分け、扶助費特定財源は平成２７年度実績ベース、普通建設事業費特定財源は歳出に連動させ、それ以外については据え置きとして推計しています。

（２）地方債

普通建設事業及び過疎対策事業債（ソフト）は歳出に連動し推計しています。

（３）使用料ほか

○使用料及び手数料：平成３０年度まで改定はないものとして２７年度実績ベースとし、３１年度以降は消費税率改定に連動させ改定するものとして推計しています。

○分担金及び負担金：老人福祉費負担金は平成２７年度実績ベース、保育料については制度改正を考慮し推計しています。

○財産収入：臨時的収入を除き、財産運用収入は平成２７年度実績をベースとしています。

○諸収入：臨時的収入を除き、平成２７年度実績をベースに据え置きとして推計しています。

5. 歳出に関する事項

（１）義務的経費

①人件費：現行の職員数（平成２８年度１５４人）と給与体系をベースに推計しています。

②扶助費：臨時的な給付を除き平成２７年度決算額をベースとして推計しています。

③公債費：既発債の元利償還金のほか投資的経費に充当する新規発行債を見込み推計しています。

（２）投資的経費

普通建設事業については長寿命化計画や継続事業の進捗状況、公共施設及び道路・橋りょう施設の維持更新投資額の将来見通しを踏まえ推計しています。

(3) その他の経費

- ①物件費：臨時的経費を除き平成27年度実績をベースに据え置きとして推計しています。
- ②維持補修費：臨時的経費を除き平成27年度実績をベースに据え置きとして推計しています。
- ③補助費等：臨時的経費を除き平成27年度実績をベースに据え置きとして推計しています。
- ④特別会計繰出金ほか

○繰出金：国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計については、高齢者人口の増加など人口構成の変化や、過去の伸び率などで推計しています。
下水道事業特別会計、水道事業会計については、普通建設事業実施に係る起債償還分や維持管理経費など基準内の繰入で推計しています。

○貸付金：平成27年度実績をベースに据え置きとして推計しています。

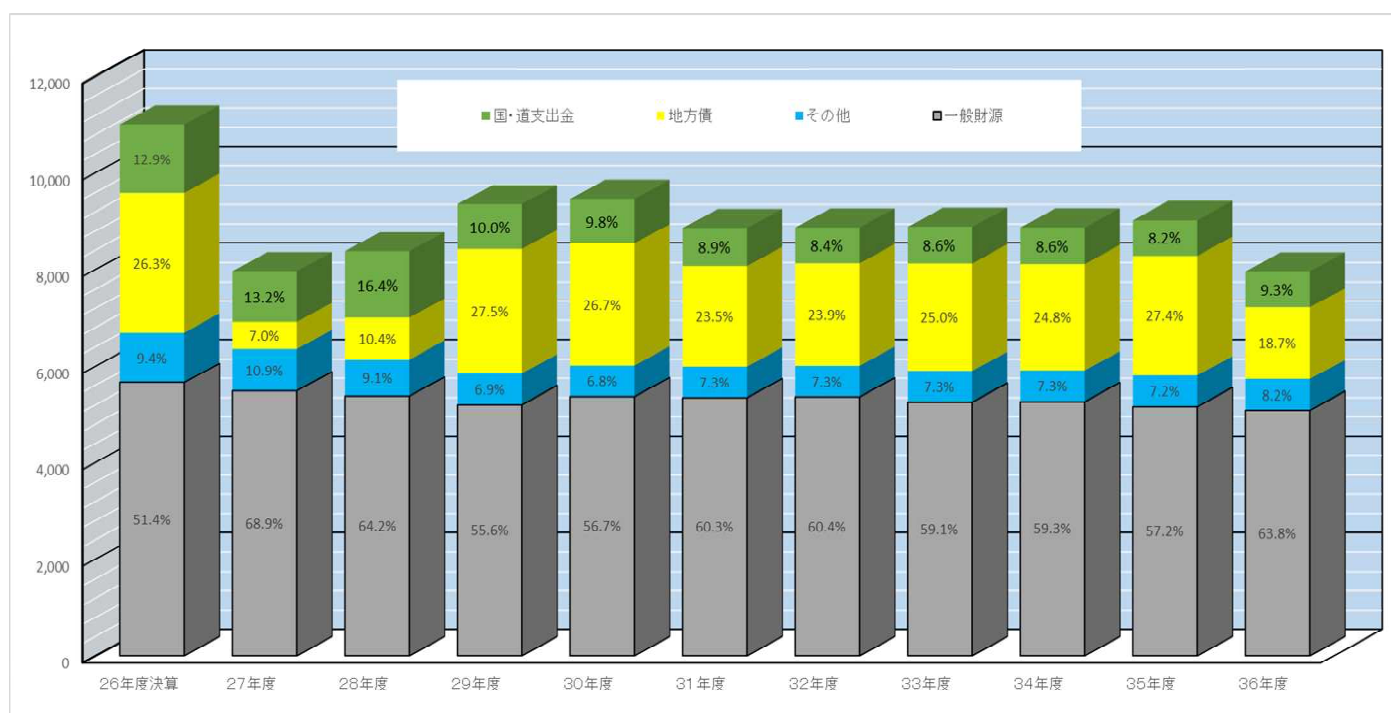
○積立金：平成27年度実績などをベースに据え置きとして推計しています。

6. 収支推計結果

平成27年度からの10年間では、70億7千2百万円（単年度最大11億7千4百万円）の収支不足が見込まれます。

歳入

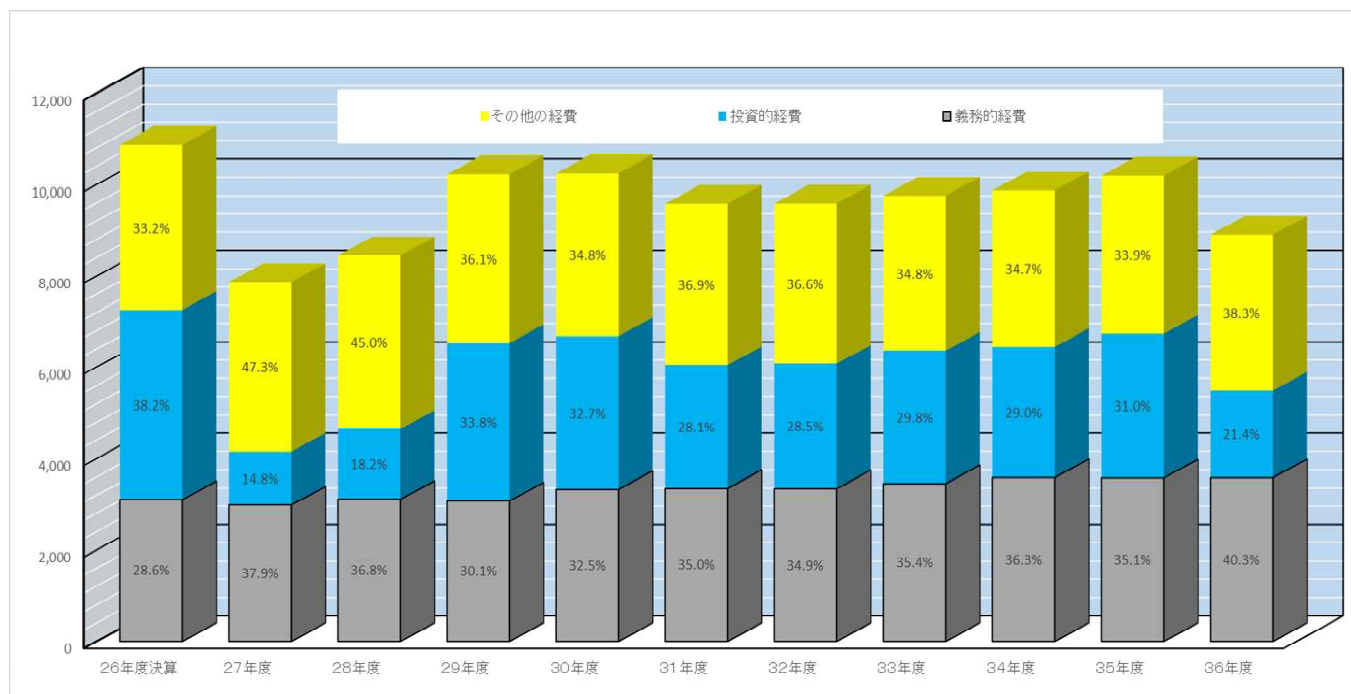
区 分	26年度 (決算)	27年度 (決算見込)	28年度 (決算見込)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)	32年度 (推計)	33年度 (推計)	34年度 (推計)	35年度 (推計)	36年度 (推計)
■一般財源	5,658	5,483	5,373	5,196	5,362	5,339	5,355	5,248	5,258	5,156	5,080
町税	869	842	850	840	816	812	807	784	780	775	754
地方交付税・臨時財政対策債	4,204	4,200	4,079	4,057	4,247	4,228	4,239	4,145	4,159	4,062	4,007
譲与税・交付金・財政調整基金繰入金	585	441	444	299	299	299	309	319	319	319	319
■特定財源	5,343	2,480	3,002	4,157	4,099	3,521	3,514	3,637	3,613	3,865	2,877
国・道支出金	1,416	1,054	1,377	933	923	790	742	762	762	742	742
地方債	2,898	559	867	2,573	2,526	2,081	2,122	2,225	2,201	2,473	1,485
使用料ほか	1,029	867	758	651	650	650	650	650	650	650	650
歳入合計 (A)	11,001	7,963	8,375	9,353	9,461	8,860	8,869	8,885	8,871	9,021	7,957



歳 出

(百万円)

区 分	26年度 (決算)	27年度 (決算見込)	28年度 (決算見込)	29年度 (推計)	30年度 (推計)	31年度 (推計)	32年度 (推計)	33年度 (推計)	34年度 (推計)	35年度 (推計)	36年度 (推計)
■義務的経費	3,103	2,986	3,110	3,075	3,327	3,349	3,344	3,454	3,587	3,579	3,584
人件費	1,327	1,319	1,328	1,310	1,300	1,320	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
扶助費	649	684	731	702	702	702	702	702	702	702	702
公債費	1,127	983	1,051	1,063	1,325	1,327	1,342	1,452	1,585	1,577	1,582
■投資的経費	4,149	1,161	1,541	3,455	3,353	2,697	2,734	2,911	2,861	3,158	1,906
普通建設事業	4,142	1,141	1,493	3,455	3,353	2,697	2,734	2,911	2,861	3,158	1,906
災害復旧事業	7	20	48								
■その他の経費	3,612	3,722	3,799	3,696	3,566	3,538	3,510	3,392	3,426	3,458	3,408
物件費	1,334	1,261	1,274	1,251	1,251	1,251	1,251	1,251	1,251	1,251	1,251
維持補修費	265	204	176	200	200	200	200	200	200	200	200
補助費等	1,236	1,371	1,600	1,492	1,369	1,346	1,323	1,210	1,244	1,281	1,231
特別会計繰出金ほか	777	886	749	753	746	741	736	731	731	726	726
歳出合計 (B)	10,864	7,869	8,450	10,226	10,246	9,584	9,588	9,757	9,874	10,195	8,898
収 支 額 (A)－(B)	137	94	△ 75	△ 873	△ 785	△ 724	△ 719	△ 872	△ 1,003	△ 1,174	△ 941



《用語解説》

- ◇公共施設等・・・公共施設、公用施設その他の当該地方公共団体が所有する建築物その他の工作物をいう。具体的には、いわゆるハコモノの他、道路、橋梁等の土木構造物、公営企業の設備（上水道、下水道等）、プラント系施設（廃棄物処理場、斎場、浄水場、汚水処理施設等）等も含む包括的な概念
- ◇インフラ資産・・・本計画書においては、一般的に生活や産業の基盤として整備される施設としてのインフラのうち、道路、橋りょう、上水道、下水道、温泉のこと。なお、上下水道及び温泉については、管に加えて処理施設等も含めている
- ◇維持管理・・・施設、設備、構造物等の機能維持のために必要となる点検・調査・補修等をいう
- ◇修繕・・・・・・・・公共施設等を直すこと。なお、修繕を行った後の効用が従前より大きい小さいかを問わない
- ◇更新・・・・・・・・老朽化等に伴い機能が低下した施設等を取り替え、同程度の機能に再整備する事
- ◇PPP・・・・・・・・Public Private Partnership の略。公共サービスの提供に民間が参画する手法を幅広く捉えた概念で、民間資本や民間のノウハウを利用し、効率化や質の高い公共サービスを提供（Value for Money、VFM）することを目指すもの
- ◇PFI・・・・・・・・Private Finance Initiative の略。公共施設等の建設、維持管理、運営等を民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用し、効率化やサービス向上を図る公共事業の手法
- ◇予防保全型維持管理・・・損傷が軽微である早期段階に予防的な修繕等を実施することで機能の保持・回復を図る管理手法
- ◇トータルコスト・・・・・・・・中長期にわたる一定期間に要する公共施設等の建設、維持管理、更新等に係る経費の合計
- ◇メンテナンスサイクル・・・点検⇒診断⇒措置⇒記録⇒次の点検という維持管理の業務サイクル
- ◇ライフサイクルコスト・・・設計から建設、維持管理、解体までに要する全ての費用

- ◇義務的経費・・・人件費、扶助費、公債費を合わせたもので、毎年、必ず支出が必要となる固定的な経費
- ◇人件費・・・・・・・・職員の給与など人にかかる費用
- ◇扶助費・・・・・・・・医療費助成など主に福祉や医療にかかる費用
- ◇公債費・・・・・・・・過去の借入金の返済にかかる費用
- ◇投資的経費・・・町有施設や道路整備など将来も形となって残るものに支出される経費で、道路・橋りょう、学校、公園、町営住宅など公共施設等の整備費
- ◇その他の経費・・・事務的経費や施設の管理運営などにかかる経費

平成28年7月

弟子屈町公共施設等総合管理計画

弟子屈町 まちづくり政策課

北海道川上郡弟子屈町中央2丁目3番1号

TEL：015-482-2913

E-mail：kikaku@town.teshikaga.hokkaido.jp